

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）  
（434）
2. 日時：令和5年1月12日 13時30分～15時30分  
15時40分～18時05分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）  
原子力規制庁：  
（新基準適合性審査チーム）  
忠内安全規制調整官、天野安全管理調査官、江壽企画調査官、  
宮本上席安全審査官、藤原主任安全審査官、三浦主任安全審査官、  
秋本安全審査官※、伊藤安全審査官、小野安全審査官、日南川技術参与  
技術基盤グループ 地震・津波研究部門  
大橋技術研究調査官、石田技術参与  
  
北海道電力株式会社：  
原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）、他9名  
原子力事業統括部 原子力安全推進グループ（担当課長）※、他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護方針の検討状況及び指摘事項回答）
- （2）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 8）
- （3）泊発電所3号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（第5条 津波による損傷の防止（耐津波設計方針））
- （4）泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第5条 津波による損傷の防止（耐津波設計方針））
- （5）泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正箇所リスト 第5条 津波による損傷の防止（耐津波設計方針）

- (6) ヒアリングコメント回答 (No. 171)
- (7) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止(DB05 r. 3. 7)(令和4年12月22日提出資料)
- (8) ヒアリングにおける指摘事項に対する回答資料(令和4年12月22日提出資料)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい。規制庁藤原です。それは時間なりましたのでヒアリングを始めたいと思います。泊発電所3号炉の耐津波設計方針についてのうち、防潮堤防止の検討状況とあと指摘回答事項。
0:00:15	これに関して、北電の方から説明してください。
0:00:19	はい。北海道電力の高橋です。本日午後からは第1年前、設計方針、津波防護方針の検討状況、それから、審査会合での指摘事項の回答をといったところをご説明させていただきます。
0:00:35	まずは、泊伊井12号炉大野手法水路に設置する流路縮小工、放水炉を側では逆流防止設備を計画してございますので、
0:00:47	この基準上の位置付け、それから、既評価への影響をなどについて、前回1回目のヒアリングにおいて事実確認を
0:00:58	していただいた中で、資料を修正してございますので、そういったところを中心にご説明をさせていただきたいと思います。
0:01:08	そのあと審査会後の指摘事項等についてご説明したいと思いますのでよろしくをお願いします。説明は植原の方から行います。
0:01:24	北海道電力の岡田でございます今回、資料4ということでパワーポイントの他にですね、資料6として、審査会合における指摘事項に関する回答の一覧表というのをつけさせていただきますいております。
0:01:38	今までパワー、今までの審査会合とかですと、最初のパワーポイントの最初の方に、この回答一覧表も埋め込むような形で入れさせていただいてますけれども、
0:01:48	今回の次の審査会合からですね、
0:01:52	指摘事項の進捗状況がわかるような回答一覧表というのを別途お付けさせていただくというふうな形として、資料6として分けて、今回、今回、次の審査会合からはですね、
0:02:04	こういう資料をつけさせていただこうというふうに考えてございます。内容としては今までパワーポイントの最初に付けてた通りですね指摘事項に対して、いつ回答するのかというか今回回答なのか、
0:02:16	すでに回答済みなのかということと、積み残し回答ができてないところはその回答予定時期というのを入れている形で一覧表化して、これを次から資料化して出させていただこうというふうに考えてございますのでよろしくお願いいたします。
0:02:39	北海道電力の植原です。それでは資料4に基づきまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:45	まず、津波防護方針の検討状況ということで、ご説明させていただきます。
0:02:51	説明の内容としては、昨年12月22日にヒアリングでコメントいただいておりますので、反映して変更した箇所をご説明することと考えてございます。
0:03:03	資料上変更した箇所は赤字としておりますが、スライド、新規に追加したのについては右上に新規ということで記載をしております。
0:03:16	3ページお願いいたします。本日の説明事項ですけれども、こちらについては、津波防護方針の検討状況として、審査会合指摘事項ということで、
0:03:29	記載しております。こちらについては、基本的には記載の適正化、充実を図っておりますが、1件、①の二つポツ目ですけれども、こちらのなお書き以降、施設管理等、技術基準適合の維持については現在の整理状況についてご説明することで、
0:03:49	考えてございます。
0:03:53	4ページお願いいたします。
0:03:58	格好の説明用紙ですけれども、フローの形で記載しております。2.1項において121号及び2号の取水炉ルート縮小工。
0:04:11	1号及び2号炉放水炉、逆流防止設備の説明方針についてご説明いたします。
0:04:18	2.2、2.3項において、従来方針と現状方針の比較説明ということで、9月29日に開催された審査会合の資料からの変更箇所について随時してございます。
0:04:32	2.4項として、基本設計方針についてご説明いたします。
0:04:38	2.5項において、基準適合上の位置付け及び許認可等への影響についてご説明いたします。
0:04:46	5ページをお願いいたします。
0:04:50	こちらのスライド、今回新規で追加しております。
0:04:56	前回のヒアリングにおいて全大切この流路縮小工等に関わる全体説明事項、あと今回説明事項を明確にするようコメントをいただいております。
0:05:08	そのためこの5ページの形でフローの形でまとめてございます。
0:05:14	左側青い部分が泊3号炉の耐津波設計方針の全体の説明フローということで、2022年9月に審査会合を実施して、次回、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:25	2月5月、あと入力津波確定後、また、設工認申請後ということで、こういった内容についてご説明することを考えてございます。
0:05:37	で、右側ですけれども、こちらが今回の同じ流路縮小工等の説明方針ということでまとめてございます。
0:05:45	次回2月の審査会合においては、オレンジ色の枠で囲ってある通り、概要、許認可対応方針ということで、
0:05:55	右側に本日ご説明ということで囲ってございますけれども、これらの内容についてご説明することを考えてございます。
0:06:04	2023年5月の審査会合においては、設計方針、設備の成立性についてご説明を行い、
0:06:12	入力津波確定後には、管路解析結果を踏まえた設備の妥当性についてご説明することを考えてございます。
0:06:23	6ページ以降ですけれども、これらの具体的な説明内容、及び、説明時期について、まとめてございます。
0:06:34	6ページから8、8ページまでになりますけれども、
0:06:39	この中で、2023年2月に説明時期としているものについて今回ご説明することと考えてございます。
0:06:53	続きましてページ飛びますけれども、17、スライドをお願いいたします。
0:07:08	次、17スライドにおいて、こちら変更後の12号の取水系統における対策について断面図として示してございます。
0:07:22	こっち、この図ですけれども、12号のドレンライン逆止弁等の対策については、自主対策であることから、その旨を米印の形で、
0:07:34	筒井かささせていただきますでございます。
0:07:42	続いてページ、22ページお願いいたします。
0:07:51	ここから22ページから25ページまでが、従来方針と現状方針の比較、また、以降に、26ページ以降では、各、
0:08:03	方針の利点について整理してございます。
0:08:07	22スライドですけれども、
0:08:12	従来方針、9月29日の審査会合時点での方針と、現状方針として12号炉の流路縮小工。
0:08:24	及び12号炉の逆流防止設備について検討を行うため、
0:08:30	津波防護方針の概要利点及び課題に関して比較整理を行っております。
0:08:38	青印のところのもとに結論になりますが、検討の結果、従来方針現状方針とも新規制基準への適合性を有する者。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:48	泊発電所として、早期に適用可能な津波防護対策であり、
0:08:54	先行する3号炉再稼働に対して、許認可安全対策工事等工程影響の観点から、
0:09:01	現状方針を採用する判断としてございます。
0:09:07	22ページ以降25ページにつきましては、それぞれの対策についての概要の比較になりますので説明については割愛させていただきます。
0:09:22	26ページお願いいたします。
0:09:26	こちらで、それぞれの方針についての利点について整理してございます。
0:09:33	26スライドにおいては、耐津波、耐震耐自然事象等への観点から比較整理を行ってございますが、
0:09:43	現状方針の方が優位性を有していると、整理してございます。
0:09:51	27、スライドお願いいたします。
0:09:56	こちらで許認可、施工性工程の観点から比較検討を行ってございます。
0:10:03	まず、従来方針の許認可はですけれども、
0:10:08	12号炉ん。
0:10:10	今回3号炉の新規制基準
0:10:14	への適用ということで、対策説明しますが、12号炉の審査に対しても、共用の津波防護対策として適用できる可能性が
0:10:24	あるということで、従来方針の方が少し優位性があると考えてございます。
0:10:31	一方、現状方針の方ですけれども、取放水炉に流量縮小工を採用しているプラントとして先行実績がございしますが、
0:10:42	廃止措置計画認可申請プラントをのみですので、こちらについては検討を要すると整理してございます。
0:10:51	これらについては後程ご説明させていただきます。
0:10:57	一番下、工程の観点ですけれども、従来方針については、
0:11:02	津波防護施設等の間接支持構造物として既設施設の耐震化が必要となることから、
0:11:10	設置許可において、耐震成立性を踏まえた適合性の説明に時間を要する。
0:11:17	また、設工認、安全対策工事の長期化という可能性があると考えてございます。
0:11:25	対して現状方針ですが、設置許可の補正申請において、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:31	現状方針を採用することにより、審査工程を遵守することを想定してご ざいます。
0:11:41	また、設置許可外についても、設工認、安全対策工事の観点から、現 状、計画している3号炉の再稼働の工程内で、
0:11:51	対応可能と整理してございます。
0:11:54	よって、現状方針の方が、大きく優位性を有していると判断してござい ます。
0:12:05	28スライドをお願いいたします。
0:12:10	先ほど、27面の中で課題として述べていた、①及び②に対する対応方針 について整理してございます。
0:12:21	まず、課題の1番目として、12号機、
0:12:26	については、供用中のプラントでございますので、
0:12:31	センコーとの、そういう踏まえて、泊として、関係法令適合性等の説明 を、
0:12:39	が必要となりますが、
0:12:41	5ページからに述べる全体説明方針に基づき、適合性の説明について行 っていくことを考えてございます。
0:12:50	また、安全対策工事についてですけれども、
0:12:54	12号の流力昇降等については、循環水ポンプが停止中が前提ですので、 12号、再稼働にあたっては、これらの設備について、撤去を行い、
0:13:06	共用の津波防護対策を設置する必要がございます。
0:13:13	一方これ、これらの課題については、流路縮小工、逆流防止設備の施工 性として設置、撤去が成立する見通しであり、
0:13:24	後程31ページ以降で整理してございますが、詳細についても今後検討 していくこととしてございます。
0:13:44	30ページ、お願いいたします。
0:13:51	ここからこれらの流路縮小工の鉄設備に対する基本設計方針について記 載してございます。
0:14:00	30ページにつきましては、右上に新規としてございますが、すいません こちらについては誤記となりますので修正させていただきます。申し訳 ございませぬ。
0:14:14	こちらについては前回からスライドとして記載しており、赤字部分につ いて記載の充実を図っているのみにございます。
0:14:24	31スライドお願いいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:29	こちら先ほど、施工、撤去について述べましたが、これらの実現性について、前回のヒアリングでもコメントいただいておりますので、
0:14:40	施工性、或いは撤去法の成立性について説明資料を出してございます。
0:14:49	31 ページのでは 12 号の流路縮小工の施工性について整理してございます。
0:14:58	緑色方向は、嶋は李荒及び後半から構成され、取水道内で部材を締結、溶接により組み立て、水路の天井及び低迷、
0:15:12	あと施工アンカーボルトで固定することを計画してございます。
0:15:16	主要な構成品は、既存の立坑開口部から要する設備を用いて搬入し、小型重機で主水路内搬送することから、
0:15:27	衛星 1 人流路縮小工の設置位置に対して、衛星成立性のある伴ルートが確保できていると考えてございます。
0:15:39	32 ページになりますが、
0:15:42	放水系についても同様に、
0:15:48	既存の立坑の開口部から搬入し、放水炉内を搬送するルートが確保されていることから、施工について施工性の観点から、
0:16:02	問題はないと考えてございます。
0:16:06	33 スライドをお願いいたします。
0:16:12	こちらは、この流路縮小工の撤去にあたっての施工について説明してございます。
0:16:21	12 号の粒子昇降については、再稼働をに先立って、下記の手順にて撤去し、
0:16:30	すいませんこちら失礼しました。水路の復旧を行うことで考えてございます。
0:16:39	一番下に手順図の案が記載してございますが、ステップ 1 からステップ 4 に従って施工することにより、撤去についても成立性があると考えてございます。
0:16:56	34 スライドをお願いいたします。
0:17:02	こちらで、背流路縮小工等の設備設計上の位置付けについて整理してございます。
0:17:14	まず設備分類については、これらの設備は、土木構築物である膨張て直下の主水路方水路に設置し、取水量及び放水量の規模を踏まえて、津波防護施設として設計することで考えてございます。
0:17:31	安全重要度分類につきましては、津波防護施設は、設置許可基準規則に上に示す安全機能を直接は雑果たす。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:17:42	構造物系統及び機器ではないこと。
0:17:45	また、安全機能の重要度分類に関する審査指針に定められた安全機能のいずれにも、の機能にも該当しないことから、
0:17:56	Aクラス該当整理してございます。
0:18:01	設備の信頼性への考え方につきましては、基準津波及び耐津波設計方針に括弧ある審査会同における、
0:18:11	防潮ゲート等の外部入力により動作する機構を有するものを、
0:18:19	それには
0:18:20	重要安全施設に求められる信頼性と同等の信頼性を確保するとの方針に対して、
0:18:27	流路縮小工等については、外部入力により造作する機構を有していないことから、
0:18:33	重要安全施設と同等の信頼性は、要求されないと整理してございます。
0:18:42	先行実績との比較整理につきましては、
0:18:46	姿勢を水路を閉止する津波防護対策として、多様な先行実績があることから、
0:18:54	12号放水炉大野流逆流防止設備の適用性を確認するため、36スライド以降で整理してございます。
0:19:10	36ページ及び37ページ、お願いいたします。
0:19:15	こちらで、先行実績比較ということで、ハウスイ系の対策について先行プラントの対策を整理してございます。
0:19:26	高浜については、取水炉をに対して、水路防潮ゲートを設置してございます。また、東海第2発電所において、
0:19:38	放水のゲート、放水系統に設置してございます。
0:19:43	女川2号炉につきましては、補強放水系統に対して、
0:19:51	防潮駅との横断部に逆流防止設備を設置してございます。
0:19:58	以上に対して、泊発電所3号炉としては、12号の放水炉をに対して逆流性防止設備を設置することで考えてございます。
0:20:11	38ページ及び39ページになりますが、
0:20:18	高浜及び東海発電所の防潮ゲートにつきましては、動的な気候有していることを踏まえて、
0:20:31	耐震重要度としてはSクラス、安全重要としてはMS One Art していると理解をしてございます。
0:20:39	一方、女川における、補機放水炉の逆流防止設備については、耐震、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:46	重要度としてはSクラス、安全重要度としてクラス具合と理解をしてございます。
0:20:57	40 ページ及び 41 ページに、それぞれの対策についての構造及び、資料についてまとめてございます。
0:21:16	続いてですけれども、
0:21:19	基準適合上の位置付け及び既許認可等への影響ということで、まず、47 ページお願いいたします。
0:21:32	こちら、保安規定の方ですけれども、前回のヒアリングでのコメントも踏まえまして、8 章施設管理から、これまで実施してきた保全計画に影響する可能性がある項目について、
0:21:46	プラント長期ちゅうて、長期停止状態であることを踏まえ、新規で 48 ページになりますが、
0:21:55	第 118 条、施設管理計画について整理してございます。
0:22:04	抽出結果としてとしましては、施設管理計画については、保安計画に基づく保安規定に基づき点検計画を策定してございます。
0:22:15	現在は、12 号機プラント長期停止状態であることから、保安規定で定める特別な保安保全計画の策定に基づき、点検計画を策定し、
0:22:27	保全を実施してございます。
0:22:31	流路縮小工等の設置により、主水路、放水炉、原子炉補機冷却海水ポンプ、循環水ポンプの保全計画影響する可能性があると考え、
0:22:42	確認を行ってございます。
0:22:46	右側確認結果になりますが、まず取放水炉につきましては、プラント停止状態でも、機能要求あることから、点検計画に従い内部点検を実施してございます。
0:23:01	流路縮小工等を設置した場合においても、点検に必要なルートについては、確保されることから、設置前後で点検内容に、エンキョウは発生しないと。
0:23:13	考えてございますので、保安規定上要求される事項への影響はないと整理してございます。
0:23:21	なお、流路縮小工及びや、逆流防止設備本体の
0:23:27	保全計画につきましては、
0:23:31	今後、適切な管理計画を策定して、管理していくことを考えてございます。
0:23:40	続いてSWP及び循環水ポンプについてですが、サブルーティーンについても同様に機能要求があることから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:50	定期的に点検を実施しております。
0:23:53	循環水ポンプについては、海水中に水没しているポンプの主軸、
0:23:59	や羽根車の腐食による劣化を防止する観点から、鑑識保管としてございます。
0:24:08	SWP及び循環水ポンプに関わる特別な保全計画内容については、流路縮小工等の設置前後で変更は発生しないことから、
0:24:20	要求事項への影響についてはないと整理してございます。
0:24:26	続いて49ページになりますけれども、
0:24:31	こちら、技術基準適合の維持の観点から整理を行う。
0:24:35	対今回追加で整理を行ってございます。
0:24:41	12号炉ですけれども、旧技術基準規則、省令62号適用プラントですので、以下の方針で検討を行っております。
0:24:55	ステップ案として、技術基準適合の維持の確認として、省令62号網羅的に確認し、
0:25:02	取水設備放水設備の関連条文を抽出してございます。
0:25:08	ステップ2として、流路縮小工等の設置が、これらの適合に影響がないことを確認いたします。
0:25:20	検討結果は、50ページ及び、51ページとなっております。
0:25:29	例としてですけれども第4条の2、火災については、確認結果として、逆流を、流路縮小工等は不燃材料を使用することから火災園とならないため、技術、
0:25:43	基準適合の維持に影響はない。
0:25:45	耐震性についても、耐震Sクラスで施工するため、技術基準適合の維持に影響はないと、整理してございます。
0:25:59	また、これらの
0:26:02	は、
0:26:05	技術基準適合技術基準規則、省令62号の各条文を確認した結果になりました。詳細な逐条整理につきましては、資料9に整理してございますが、説明については割愛させていただきます。
0:26:31	続いて58スライドをお願いいたします。
0:26:42	こちら、3号及び12号炉の再稼働に向けた全体の工程表になりますが、512号炉再稼働の安全対策工事ということで一番下の枠の中ですけれども、
0:26:58	津波防護対策、括弧共用の設置工事を、その他の12号の安全対策工事全般とは分けて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:07	今回、バーとして追加してございます。
0:27:16	最後 61 ページ、お願いいたします。
0:27:21	検討結果のまとめになりますが、泊発電所の耐津波設計方針のうち、津波防護対策として、12 号の取水炉を水路からの津波流入防止として、以下の通りたい。
0:27:34	表を行うことで考えてございます。
0:27:37	3 号の新規制基準適合審査において、プラント停止中を全停止としており、12 号炉の水の流路縮小工、
0:27:47	及び 12 号炉放水の逆流防止設備の採用について検討してございます。
0:27:54	これらの設備は、12 号の原子炉補機冷却海水ポンプの取水性に影響を与えない設計といたします。
0:28:01	設置変更許可、設工認、保安規定の観点から、要求事項に適合するように設計いたします。
0:28:09	12 号の新規制基準適合性審査にあたっては、流路縮小工の設備については撤去を行い、許認可対応等の観点から適切に対応を進めて参ります。
0:28:23	津波防護方針の検討条件についてのご説明としては以上となります。
0:28:35	はい。規制庁牛山です。若干ここでちょっと区切りますじゃうれしく商工関係については、いくつかのパートに分けて年質疑やりたいと思います。まず、
0:28:45	この流路縮小工に関する許認可上の扱いこれに関してちょっとまず議論をしたいと思います。それでは
0:28:53	皆さん、
0:28:57	原子炉規制庁の宮本です。ちょっと技術確認なので、
0:29:02	基本的には、
0:29:04	もともとの案でも特に問題ないと。
0:29:08	要はね。
0:29:09	前提として、
0:29:11	今回の案じゃなくてももともとの変更前なんでも、適合性の、
0:29:16	適合性の説明ができるという前提なんですよ。
0:29:21	そそういう認識でいいんですよ。
0:29:26	北海道電力の植原です。ご理解の通りです。その上で、まず、
0:29:32	整理していただいた通りちょっと、
0:29:35	書き方が少なかったので、明確に確認しておく。
0:29:40	要はその
0:29:42	先行と何が違うかというと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:46	供用中というよりは、郷間教育長なんですけど、
0:29:50	申請プラント2手を加えると、
0:29:54	要は泊の場合は12号機を新規性基準の申請プラントになっているものに、
0:30:00	35着を別のプラントのために、
0:30:04	プラントに手を加えるという、
0:30:06	そういうことを計画しているのは、
0:30:10	どの粗度のサイトでもないんだけど、泊としてこれを初めてちゃんチャレンジされると。
0:30:17	いうふうな認識でいいですかね。
0:30:28	北海道電力の高瀬です。今宮本さんがおっしゃられた通り、我々北海道電力としては、泊3号炉の申請で12号機も新規性基準の申請をしていると。
0:30:42	いったところではございますけれども、3号炉の優先審査をしていただいていることも踏まえて、12号の方にも手をつけて、
0:30:52	やろうというふうに判断しているところです。
0:30:55	わかりました。それの上ですけどちょっと前回の、
0:30:59	こちらからの指摘事項がよく
0:31:02	私がちょっと、指摘が明確じゃなかったのかもしれないですけど、ちょっと旧基準の話になっているところがあってちょっとその前半に私言ったと思うんだけど、炉規法の
0:31:13	保全義務の方の整理っていうのは付けられてるのでしょうか。
0:31:20	米炉規則の
0:31:42	北海道電力の植原ですけれども、施設管理の整理としては、今47、48スライドのところで保安規定の視点で整理しているものになってございます。
0:31:55	あと保安規定というよりは、保安規定でもいいんですけど、ちょっとここ確認したかったのは、労協で何て書いてるか、誰を規則で何て書いてるかっていうと、
0:32:05	要は発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用既設の保守管理方針を定めると。
0:32:11	それを守ると。その前提に書いてあるのは許可の際に、尽くされた条件を記載した書類またはそれに添付書類に記載されたって書いてあって、
0:32:22	それを維持しなさいよというのが、もともとの炉規法の規則の条文になってるんだけどそこを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:30	どう解釈されてるのがちょっとわからないんですけど。
0:32:45	北海道電力の高橋です。そちらについては保安規定の118条でその施設管理ということで、今
0:32:56	点検計画定めているものに対して、今回設置するものが影響を与えないというふうなところで整理をしたというふうに認識をして、そこは私理解してそれは特別な保全結果の話だけを言ってるわけですよ。
0:33:12	私が言ってるのは、発言者性能が維持されるよう、要はと添付書類にされた発電を建設する性能が維持されるように、保守管理しなさいよと。
0:33:22	いう話になっていて、
0:33:23	今言われた通り今は特別な保全計画なので、その中で必要なものだけが法制管理の対象になっていてそれ以外は乾燥保管になんなりって言って、発電用にし、必要な量は最低限必要なもの以外については、
0:33:37	事業者の特別な保全傾向で整理していくと、それは私も理解しています。
0:33:41	ただし、それは当然それをやらなきゃいけないんだけど、もともと添付書類とか仁木されたものに、何か手を加えたり何なりしていいとは多分そこでは読めないと思うんだけど、
0:33:54	そこはというふうな整理をしてるんですけどつけっということなんですけど。
0:34:03	そちらについては今添付書類って言われてるのは設置許可であった伝播地というところですね、そちらにつきましては設置許可の方で整理をさせていただいてるということで、
0:34:17	ございまして、
0:34:21	45すら、のところになりますけれども、本文であったり、添付8、それから添付9、こちらについて書かれてる内容に対して、
0:34:33	影響がないというふうな形で整理をさせていただいたというところでございます。
0:34:38	ちょっと私が言ってるのはもう1回でいうと、
0:34:42	これは私も理解してます。だから、ただし停止状態を前提にしているのに影響がないって言ったわけですよ。
0:34:52	設置許可って停止状態だけを前提にしてるんですけどつけっという、そうじゃないですよ。
0:34:57	その場合というふうな解釈されるんですかっていう。
0:35:01	整理規制上ちょっと私の方でそれを教えていただきたいと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:06	北海道電力の高橋です。今ご指摘いただいた通り、今回の45号炉に関しては12号炉は停止中といったようなところの整理になってまして、
0:35:18	おっしゃる通り設置許可については、運転を前提とした強化の資料になっているといったようなところと理解しています。
0:35:30	12号炉の再稼働に向けては、旧の設置許可では再稼働できませんので、新規基準に基づいた設置許可に適合性を説明しないと
0:35:48	再稼働ができないといった意味では、12号機の再稼働の審査の中で、今回、手を加える部分については、
0:35:59	撤去をして、別な対策を立てていくということで、整理ができるのではないかなと思いますが、
0:36:11	見本ですけど、多分少しちょっと理解されてないところがあって、それは当然1号の審査でその撤去というのは確認しますよと。3号機の審査で私が確認しているのは、
0:36:24	12号に手を加えるので、当然、
0:36:27	まだ認可前なので99ってというのは、現状のね、設置許可がまだ生きてる状況ですよと。
0:36:35	その状況をにもかかわらず、どういうふうな判断ってか整理をされて、よしとされているのかがちょっと私は、
0:36:42	説明していただきたいと。
0:36:44	当然今言われたように、12号の新規基準適合の説明になった場合には、当然そこを上乗せされるんで、要は上書きされるので、
0:36:55	当然それは、例えば撤去して例えば3号機の設備は撤去するんだけど、新しく防水フェーズ紡績をつけた場合は123の共用の設備として多分登録して、
0:37:06	変更認可を召され目指されるという形になるのは私も理解してるんだけど、今の時点でどういうふうに整理されるんですかっていうことなんですよ。
0:37:29	帯同電力の植原です。資料としては91ページとかにも記載になるんですけども、3ゴールを申請にあたっては、
0:37:42	12号炉のプラント状態としては停止中ということで扱うことを前提としていて燃料が装荷されていないことを前提ということで、今後の補正申請の中では記載する計画で考えてございます。
0:37:57	そのため、12号、3号炉の審査断面において、12号機についてはプラント停止状態ということで、当然循環水ポンプも、
0:38:08	動かしませんし、そういう状態での先生と考えてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:16	原子炉規制庁三輪です。わかりまし 91 ページのこの内容をずーっと上着に行くと、
0:38:23	要は設置許可として上書きに行くので 12 号は停止状態を前提にしますよと。
0:38:28	いうのは理解しました。で、ただちょっと私の方で懸念してるのは先ほどちょっと言いかけたここの部分で理解しましたが、懸念してるのはやっぱりその、
0:38:39	手を加えることに対して、
0:38:41	あまり先行でやってこなかったところで、
0:38:45	今のロジックであると。
0:38:48	要は停止状態だったら何してもいいんじゃないかっていう話になってくるじゃないすか極端に言えば技術基準の適用は重要度の低いものに関しては、
0:38:57	要は
0:38:58	対象じゃなければ、ある程度改造しようが何しようかっていうそういうような話になって多分そういう前提での法体系にもともとなっていないので、
0:39:07	本来そこをやっていいかどうかっていうのは、ちょっと私の方としては、私ってか規制側としては、
0:39:14	ちょっと今まだ何も言えないというのは今の現状ですので、さっき言った保全っていうものに対して、いやどういふうに整理をされていて、
0:39:26	へえ。
0:39:28	そこの部分っていうのは問題ないと判断されてるのかと。
0:39:32	要は先ほど言ったように炉規法で言っている保全義務っていうのがもともと入ってはいるんだけど、その保全義務というのはあくまでも先ほど言われたように停止状態を前提にしているわけではないので、今停止状態をここで上書き行くんだけど、じゃあ停止状態以外、
0:39:46	状態の維持のためだけのものだけでいいのかっていうと、多分そうではないと思うんですよね。
0:39:52	そうなるとその判断というのをどう整理されているのかなっていうのが、
0:39:57	説明していただきたいと。
0:40:00	それが先行で、チーズ実績がやっぱないんですよね。
0:40:04	なので泊の 12 号が初めてその状態に、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:40:08	なるということになるので、そこはちょっと我々私としてもちょっと慎重にならざるをえないと。
0:40:14	なので今説明してる内容だけであると。
0:40:18	もう何とも言えないなって最終的な判断で会合でやるので、今、どうこうっていうところではないんですけど、今今日説明しててもらった内容での疑義というのはやっぱそこに、
0:40:30	ちょっと集約されるのかなってというのがちょっと私の方の判断なんですけどそこは、何とかそこを肝考えなんですけどそこは理解されてるでしょうか。大丈夫でしょうか。
0:40:45	電力の高須です。今おっしゃられた通り、我々が今回このを検討するにあたって、
0:40:55	廃止措置プラントでは実績はあるってところを認識してございまして、新たに新規制基準で申請しているプラントで、
0:41:09	あるんですが今回これを考えたという中では、社内でも議論はしましたけれども、先ほどご説明させていただいた、
0:41:20	技術基準であつたり設置許可だつたり、そういったところをに関して、抵触しないっていうことを踏まえて、またさらに3号の設置許可において、
0:41:32	12号停止中を前提とするということ宣言させていただくことを踏まえて、ご説明可能かなというふうに考えているところです。ただ一方で、確かに実績がないということで、
0:41:45	判断に至る、至らないといった会合でっていうのは、理解をしているところでございます。
0:41:53	あと既設設備に対して手をつけるってということに対して、何でもかんでもっていうお話ありましたけれども、当然設置許可ですとか、
0:42:04	工認、別表とかで求められてるもの、そういったものに手をつけるときには、
0:42:12	工認の変更申請であつたり、設置許可の本文に抵触するようなものであれば、しなければいけないというふうな認識を持ってございまして、今回の対策については、
0:42:24	それらに影響しないってことで整理をしているところでございます。
0:42:30	以上です。
0:42:33	あと、規制庁宮です。あと58ページに一応確認ですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:41	我々再稼働というのは、特に気にはしてないので、医師基準適合性の説明にあたってはってことになると思うんですけど、
0:42:50	要は、
0:42:53	3号炉の審査が今、長期、長期化してますよと。
0:42:59	12号これちょっとばかりの話で申し訳ないんだけど、
0:43:06	結局重なってしまったら、
0:43:09	最高とする前に結局そこを変更しに行かなきゃいけないんじゃないかって思うんだけど、そこはもう考えてないってことですかね。
0:43:30	まあちょっと打ち合わせです。
0:44:09	この、
0:44:10	いろいろ縮小構想。
0:44:13	よりもする。
0:44:15	極端却下りなわけです。はい。
0:44:19	逆にこれが長くなる場合もあると。
0:44:23	その辺は60ページのスライドのところで、設置許可カーにおける工事計画工程表を載せるところがあると思います。
0:44:34	そこきちんと
0:44:36	差別化ができる、もし、設置許可で変更したとしても、1回目の申請ライセンスで何を再稼働させるのか、2回目のライセンスで何を
0:44:48	実際、どの時期に再稼働させるのかってのはこの工程表で明示的に理解できるかなというふうにして、
0:44:58	規制庁宮です。はい再開しますはい。
0:45:03	ちょっととりあえず今のところ私は以上ですけど他あれば、
0:45:12	はい。
0:45:17	規制庁の天田ですちょっと私からも
0:45:21	許認可上とか規制上の取り扱いとか、その辺に関連して、ちょっと何点か、
0:45:26	確認したいんですけども。
0:45:29	まずう、まず45ページ、
0:45:35	設置許可段階での
0:45:38	影響というか、整理をしていただいて、本文であれば本文9号しか書いてない、ないと。
0:45:46	一方で、テンパチでは、
0:45:49	原子炉補機冷却海水系、
0:45:53	に対して影響を与える。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:57	ということで、
0:45:59	影響を与えないような、
0:46:01	方針にしますっていう、そういう趣旨で書かれてるのかなと思うんですけど。
0:46:07	まずこのテンパちいの趣旨っていうのはそういうことでよろしいですか。
0:46:15	つまり必要な流量は確保する設計とすることからってということをもって、
0:46:21	影響を与えないようにすると。
0:46:24	ゆうこ等ですよということなんです。
0:46:29	北海道電力の上原です。今のご理解の通りです。
0:46:35	そうするとですね、
0:46:39	なんていうかさっき、
0:46:41	提唱前提という記載があってそれは高浜とかでも、
0:46:45	実績があって、停止を前提とすれば循環水系が要らないだろうということが高浜の取水炉防潮ゲートっていうのが整理するっていうことだと思うんですけど。
0:46:56	一方今回補機冷なので、
0:47:00	結局、流量縮小工とか、浸水防止堰設備とかありますけど、
0:47:07	主流路縮小工を代表して考えると、
0:47:11	津波の流入に対してはできるだけ形を絞った方がいいと。他方で補機冷の、
0:47:19	機能確保という意味では必要な後継以上のものを、
0:47:24	必ず確保しないといけないっていうトレードオフの関係になってですね、ちゃんとその必要な後継以上のものを、
0:47:32	確保した、その補機冷、
0:47:35	MS案であるそ綺麗を、
0:47:38	にするっていう
0:47:40	ある意味なんていうか手を加えるってさっき話ありましたがそれは、
0:47:44	普通であれば、設計方針、設計方針の変更とかですね。
0:47:49	ということになってそういうことが、何、何ら手続きを経ないでできるのかと。
0:47:55	いうところが実は、
0:47:57	我々が確認したいところで、
0:48:00	そうすると本文事項で、本文5号とかですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:04	設置許可段階で、
0:48:07	何も、
0:48:11	なんていうか、手続きをしないでそんなことができるんですかっていう。
0:48:16	ことを説明してくださいってことなんですけど。
0:48:34	北海道電力の高橋です。セ設置許可の方の本文については、企業カーにおいては設計審査指針で要求されてる。
0:48:47	多重性の議論であったり、それから電源喪失した時の対応であったり多重性の要求であったりっていうのが、設計方針として記載されてると。
0:48:59	認識してございますけれども、そういった中身に対して、今回設置する流路を縮小工については、それらに影響を与えないと。
0:49:09	というような形で整理整理、与えないように設計をするといったようなことで考えてますんで、確かにその本文の本文であったり、テンパチの
0:49:22	設計方針について既許可で書かれてる内容について抵触してないっていうことは、今回の資料ではちょっと明文化されてませんけれども、
0:49:33	そういった整理はできるというふうに考えてございます。
0:49:41	規制庁の天田です。ちょっと設計、安全、
0:49:45	設計指針の設計方針って言ってるのが、
0:49:49	ちょっとよくわからなくて、ちょっと会合にあたって事実確認、認識をちゃんと確認しといた方がいいかなということで各いくつか確認させていただいてるんですけれども。
0:50:04	確か許可、許可条文で16条を、
0:50:08	聞かれてるところがあつてですね。
0:50:13	違う。これか。
0:50:17	ちょっと、ちょっとお待ちください。
0:50:30	これちょっとそもそも、
0:50:34	衛藤。
0:50:36	49ページ、別の資料でもコメント回答で
0:50:41	資料を整理して、資料のことでしたっけ。
0:50:46	資料の9でしたっけ。9で、保全義務の話を、
0:50:50	まとめていただいているんですけど、要約すると多分この49ページの
0:50:55	上の4行目の12号炉は、
0:50:59	旧技術基準規則省令62号適用プラントのためっていうことなんですけどちょっと、ちょっとこれもよくわからなくてですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:09	これは何かあれですか、こういう適用の実績なり、何か考え方の整理があった上でこういうことを
0:51:18	いえるってということなんでしょうか。
0:51:21	ちょっと確認させてください。
0:51:30	電力の高須です。技術基準の適合の維持、につきましては、これ省令 62 号に対して、12 号は、
0:51:41	設計してございますので、そういった旧省令に基づいて、逐条で、添付 9 の資料の方で、
0:51:52	逐条で整理をさせていただいています。この整理につきましては、先行の女川 3 サイト、なんかを参考に整理をさせていただいてるところでございます。
0:52:12	すいません規制庁の方です。ちょっとよくわかんないのは例えば
0:52:18	江藤美笛号炉のプラントに対して設置変更許可をどうするのかっていう、
0:52:26	ことでいくつか実績が、
0:52:28	あると思うんですけども、
0:52:31	基本的には
0:52:35	申請プラント、或いは未申請プラントであっても、
0:52:39	当然原子炉等規制法、
0:52:42	が改正されて、
0:52:44	許可基準規則とか技術基準規則っていうのは、
0:52:49	できてるので、
0:52:51	それは当然適用を受ける。
0:52:55	ですね。
0:52:56	だから、変更する場合に当然、
0:52:59	その変更内容に対して、新規制基準の適用を受けますと。
0:53:04	新しい。
0:53:06	地震とか津波とか、
0:53:09	そういうものが決まらないと、全条文に対する
0:53:13	適合は確認できないんだけども、
0:53:16	仮にモニタリングポストだとか、
0:53:18	そそういう速やかに対応した方がよくて、安全性向上に繋がるようなものは、個別に規制委員会として判断してですね。
0:53:30	その部分の適合だけでいいですよっていう、扱い整理がされてると、いうことですよと。だから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:39	申請ゴールだからとか見てき号炉だからと。
0:53:42	とかですね。
0:53:44	旧基準でいいとか旧規則でいいということには、
0:53:48	私はなっていないんじゃないかという理解なんですけどその確認をさせていただきたいということです。な、小田川がおっしゃいましたけど、
0:53:57	具体的に、
0:54:00	こういう旧規則適用プラントのため、
0:54:04	ていうのがよくわからないっていうのと、
0:54:08	それということです。
0:54:11	北海道電力の高橋です。まず今回の49ページでいうと、これはもういわゆる奨励それから湖工認で、
0:54:23	キキョ期認可で獲られてるものに対して、まずは影響ありますかっていうことを整理させていただいてると。
0:54:34	一方で、浜野さんがおっしゃられてる通り、強い新たな新規制のものに関しては、
0:54:45	今利用してるっていう説明はこの3号の段階では当然できないと思ってますんで、そういったものについては未適合の、今字状態でございますので、
0:54:59	それに適合してるっていうのは、ここでは言えないかなというふうに思っておりますけれども、
0:55:07	規制庁の天田です。わかりました。これはだからある意味、許可段階というよりは、技術基準適合義務維持義務に着目して、
0:55:19	適用される基準として考えた場合に、
0:55:25	現状ある a s - i s のものは、
0:55:28	旧条例62号とか、告示501とかそういう、そういうところを適用しているんで、それでとりあえず各条文を見ましたっていうことを説明しているとそういうことですね。
0:55:40	で、
0:55:41	この51ページにですね戸田第6、第16条の循環設備っていうのが出てくるんですけども、
0:55:50	たとえば、例えば、これは技術基準規則ですけど設置許可基準規則にも同じような、
0:55:57	要求があって、
0:56:01	補機冷への設備が該当して取水機能が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:05	必要になるため、その基準適合の維持に影響を与える可能性があるということに対して確認結果で、
0:56:13	十分な余裕ある設計とすることからと。
0:56:17	こういう設計変更をすることからってということで、
0:56:22	と書かれているので、要は設計変更しないと、基準適合を果たせないというふうにも、
0:56:31	衛藤、説明し、整理されてると。
0:56:34	当然のことだと思うんですけど、
0:56:37	いう。
0:56:39	理解でよろしいですか。
0:56:45	確認ですけど、51 ページの 16 条。
0:56:51	50、50、
0:56:52	の第 16 条の循環設備のところの確認結果のところの記載。
0:56:59	ていうところで、
0:57:01	よかったですでしょうか。
0:57:04	はい。規制庁の浜です例えばですけど、例えば、基準への適合性として、
0:57:15	どういう要求に対して、どういふ変更を加えれば適合ができるのかという、1 例として、
0:57:22	この 16 条でも、
0:57:25	整理をされていて、
0:57:27	当然影響を受けるから、余裕のある設計とすることからということをもって適合させるという整理をされているというふうに解釈できますと、
0:57:40	ということなので逆に、
0:57:42	こういう設計変更しないと。
0:57:45	ええ。
0:57:46	旧基準と整理されてますけどこれにも適合しないですよねということになりますよね。
0:57:53	北海道電力村島でございます。今、コメントいただいた件ですけども、
0:57:59	51 ページの第 16 条循環設備等の記載のSTEP IIの確認結果として記載されているところをでございますが、これらに関しては、流路縮小工を設置したとしても、
0:58:12	今の取水性を確保するための必要な高さですとか、開口に対して、影響を与えない設計にするので問題はございませんということが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:23	我々ご説明したい事項でございます。以上です。はい。いや、それは規制庁の浜です。それ、それは理解できてた、多分その立ち位置というか認識のずれだと思うんですけど。
0:58:36	我々がちょっと事実確認したいのは、
0:58:40	御社は流路縮小工を設置すると、補機冷に影響ない形にして、
0:58:46	それで悪影響を与えないから手続き要らないんだっていう、立場だと思うんですけど。
0:58:51	そういうものを設置して、必要な口径を確保しないと、逆に、
0:58:57	後期0の機能に影響を与えるし基準適合にも影響を与えるから、そういう、手を加えるってさっき話ありましたけど、そういうことをすること自体が、
0:59:07	何ら手続きを経ないでとか、
0:59:10	何ら設置許可上の整理をしないで
0:59:13	できるんですか。
0:59:15	ということを聞いていて、その整理はどうやって、
0:59:19	手続きをしないで、規制上成立するんですかと。
0:59:23	いうことを確認させていただいてるということです。
0:59:32	北海道電力の高橋です。今51ページの話はご理解いただいているということでしたので、
0:59:42	そういったものをつけるに当たって、
0:59:46	企業かなり来認可なりで、何の手続きもしないで、そういうものが設置できるんですか。
0:59:56	という、ご質問かと、理解。
1:00:01	してお答えしますけれども、そういった意味では、
1:00:06	労基法を2、紐づく設置許可に書かれてる本文事項であったり、
1:00:16	あとは、電気事業法に基づいて、ここ、工事計画の別表なんかも見て、その許可に対して、
1:00:29	抵触するようなもの、そういうのがあれば当然手続きは必要になってくるというふうに理解はしていますけれども、今回整理の中では、
1:00:41	そういったものが該当しないというふうに考えてますので、手続き的にも不要なのかなというふうに考えているところを、でございます。
1:00:52	先ほど16条のところで例示されていたように、もしこの改造で、非常にその津波を防護するために小さな形の、
1:01:04	ものをつけて、海水ポンプとしての機能が喪失するようなことになれば、それはもう企業かなり、いう

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:01:16	既認可にも当然抵触しますし、そもそも機能として満足しないので、成立する対策にはなりえないというふうに、
1:01:27	考えるかなと思います。
1:01:30	規制庁の浜です。まず、多分、
1:01:34	根拠とされてるとするか引用されてる法令が多分、古いだと思うんです 電気事業法と算省令 62 号というのは、
1:01:42	平成 4、平成 24 年の原子炉等規制法の改正前の法体系ですので、
1:01:49	電事法と炉規法が統合されて新たな新規制基準のもとで、
1:01:54	さっき設計指針とも言われましたけど、すでに設置許可基準規則とか技術基準規則の体系ができてますので、
1:02:01	まず新たな法法令のもとで、
1:02:04	設置変更許可なり、規制上の
1:02:08	整理をどのようにされているんですかと、まずそういう議論。
1:02:13	そういう確認です。で、
1:02:15	あとは、土肥。
1:02:17	45 ページで、
1:02:20	既存の許可への影響を整理されたということで本文は、
1:02:25	9 号に放射線管理しか書かれていないということですがけれども、後に、
1:02:31	実際の
1:02:33	申請書が添付をされていて、
1:02:37	例えば、
1:02:39	98 ページ以降、書かれてますけど、
1:02:44	さっき言ったように、そもそもテンパチで影響を受けるような記載があるので、
1:02:49	本文 5 号の位置構造設備の記載。
1:02:54	でもですね、影響がないかとか、
1:02:57	そういうことが確認されてるようには、少なくとも見えないということになってますと。
1:03:05	ということなんですけど、よろしい。
1:03:08	いいですか。
1:03:26	すいませんちょっと社内で打ち合わせします。
1:03:56	規制庁の天田です。ちなみに女川の例でちょっと申し上げますと 44 ページ見ていただきたいんですけども、
1:04:03	この一番上の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:08	主水路、流路縮小工であれば、市、今、今まさに適合性審査をしている3号炉の補正において、これ3号炉の津波防護施設だけ書いてありますけど、
1:04:19	この女川の流路縮小工のケースをよく確認していただきたいんですけども。
1:04:25	これで同時にですね。
1:04:27	12号、1号、廃止措置プラント側でせ、
1:04:33	機能を綺麗、補機冷というか補機冷の機能に影響を与えないようにするという趣旨の記載が確かあの本部事項として書かれていると思います。
1:04:45	つまり、ちゃんと設置許可の範囲の中で、
1:04:49	津波防護の
1:04:52	径が小さくなる側の観点と、
1:04:56	等で補機冷としてちゃんと必要な形を、
1:05:00	の大きさを確保しなきゃいけないという観点はちゃんと同時に整理されていて、
1:05:05	新生プラントと、
1:05:08	ハイスpekプラント、
1:05:10	同時にその設置許可段階での整理がされていると。
1:05:14	ということです。それも踏まえた上で今回、
1:05:18	12号炉側について、
1:05:20	どのような規制上の整理をされてるんですかという、確認をさしてください。
1:05:30	了解しました。ちょっと社内で相談します。
1:07:08	北海道電力の高橋です。ちょっと確認ですけども、女川2号、女川の、1号に関しましては、
1:07:18	設置許可を変更してる。
1:07:24	はい。
1:07:26	ちゃんと、
1:07:29	それは、2号機の設置許可ではなくて、
1:07:34	許可する。
1:07:36	だから、はい。
1:07:40	安東我々で言うと3号の設置許可の中で、12号の12号の海水、
1:07:49	機能を、を満足するような形にするっていうようなことの整理が必要だと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:56	これは、女川の実績を見たときに女川なんて書かれてましたかっていうのを、
1:08:44	はい。北海道電力の高橋です。そちらにつきましては女川の規制をもう一度確認をさせていただいて、泊としての整理をさせていただきたいと思います。
1:08:57	はい。規制庁の真野です。現状においてまだ整理ができていないということで、確認します。確認させていただきました。ではちょっと永野例を確認した上で改めて
1:09:10	泊としてのですね、ちょっと女川等も少し違いますので、先ほど言ったように、
1:09:16	裏側、2号炉貸しし、新規制基準の適合性を審査しているプラントで、
1:09:22	流量縮小工を設置するところが廃止措置プラントであったということに対して泊は、
1:09:30	3号が未適合精神の審査の審査中のプラントで、かつ12号炉が申請中のプラントというところが大きく違いますので、
1:09:40	その点も踏まえて載せ整理をしていただければと思いますがよろしいでしょうか。
1:09:47	井戸電力の高橋です。まずは女川の廃止措置をベースとした記載についてちょっと確認をさせていただいて、我々泊3号炉の陳清審査ではありませんけれども、
1:10:02	12号炉についても適合性審査を申請しているといったことを踏まえてその違いも含めて、どういうふうに整理するかってのはちょっと整理をさせていただきたいというふうに思います。
1:10:15	はい。規制庁の天野です。ちょっと繰り返しになりますけど、今日、多分2回目なので、今日の時点においてまだ整理ができてないということですのでよろしいですね。
1:10:29	北海道電力の高橋です。今いただいた件については、その理解、いいと考えます。
1:10:37	はい。規制庁野村です。わかりましたそれから、もう一つですね、
1:10:45	9、94、94ページをちょっと見て、これ前回の指摘事項No. 8の関連なんですけど、1日頃の補機冷について機能喪失を考慮するんですかということに、
1:11:01	対してのご回答なんですけれども。
1:11:04	いろいろ自主対策設備は講ずるけれども、それはあくまで規制上のクレジットをとったものでないので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:14	自主対策として考えるのであれば、
1:11:18	12号の補機冷は、
1:11:20	規制上、規制上は、機能喪失を考慮するという整理をされていると、いうことだと思っんですけども、まずそうということによろしいですか。
1:11:37	ガイド電力の植原です。その理解の通りでございます。はい。規制庁なものです。
1:11:45	その上でこれも同じような話で許可、
1:11:49	既許可への適合、
1:11:51	いくつか
1:11:54	二つ、ポツで整理されてるんですけど、
1:11:58	これもちょっとよくわからなくてですね設計指針の指針に、これも旧法体系に基づいた説明になってて、しかもテンパチで、
1:12:14	主要構造物の閾値標高に変更がないことから既許可の要求事項に対して適合状態を継続しているっていうのが、
1:12:23	よくわからなくてですね
1:12:27	さっきちょっと流路縮小工については一つの
1:12:34	何ていうんでしょうか。事実確認として整理していただきたいという話はしたんですけど、それとは全く別の話として、12号炉の補機冷について、
1:12:46	これ、そもそも申請号炉なので、
1:12:52	補機冷の浸水を想定して機能喪失を考慮するっていうことについて、
1:12:59	規制上ど、どういう。
1:13:01	整理をされているのか、そういうことができるのかと。
1:13:05	さっきはあくまで流路縮小工で補機冷の機能はちゃんと維持するように、形を設けますと。従って、
1:13:14	流路縮小工を設置しても
1:13:17	12号の補機冷は機能をちゃんと維持しますということで、
1:13:22	女川の流力証拠と同じような整理をされるっていうのは、
1:13:26	という話を、があったんですけど、一方でこちらの方は、
1:13:31	ちょっと
1:13:34	こっこの1号の耐震性ですか。
1:13:38	前の方に説明があったと思いますけど、
1:13:43	その、
1:13:45	17ページですか、17ページのこの自主対策が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:50	ちょっとまだ、
1:13:53	規制上のクレジットをとるようなものではないので、
1:13:56	機能喪失を想定をするっていうんですけど、
1:14:02	その申請号炉に対して、
1:14:05	1号の補機冷の機能喪失を、
1:14:09	できるっていうのはどういう考え方根拠に基づいてた説明になるのかちょっと説明していただきたいんですけど。
1:14:32	北海道電力の植原です。
1:14:35	まず94ページの、既許可への適合状態の維持というのはまずはこれまでの既許可の状態については、継続しているという意味で記載をさせていただきます。
1:14:48	その上でですけれども、
1:14:51	12号のSWPについて、
1:14:56	新規性基準
1:14:58	国本。
1:14:59	の観点、例えば基準津波に対しての適合性という観点では、
1:15:07	3号炉の間、
1:15:10	新規性基準のタイミングでは先ほどの通り自主対策という位置付けですので、
1:15:15	ここについては機能喪失することも考えられますので、そういった視点での整理をさせていただきます。
1:15:24	12号機のSWPが、基準津波に対して
1:15:31	基準、
1:15:32	津波から基準津波基準地震動に対して機能維持を維持できるっていうのは、12号の審査の中で、対策含めてご説明して、適合性を示していくと、そういったことで考えてございます。
1:15:52	規制庁の天野です。1号の適合性は1号の審査の中で説明されるというのは理解しました。ちょっとこの94ページの
1:16:02	許可の要求事項に対して適合状態を継続しているから、
1:16:07	その何かその規制に適合しているかのような、
1:16:11	説明になってるんですけど、ちょっとここがどういう位置付けの説明なのか。
1:16:20	というのがちょっと、ちょっとよくわからなかったということなんですけれども、これは何、しかも市審査会後の指摘事項の回答なので、
1:16:29	おそらく、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:33	指摘時、
1:16:35	講話、
1:16:37	65 ページですか。
1:16:39	⑧で、12 号炉の補機冷の海水ポンプの機能喪失を想定しているかなど、
1:16:47	ということで、
1:16:51	質問、指摘が出てるんですけど。
1:16:56	回答において
1:16:58	先ほどの記載された趣旨を確認させていただきたいんですけど
1:17:09	どう電力の高橋です。ナンバー8 の回答につきましては、必ずしもこの 94 ページ、企業カー金、
1:17:18	評価委員会に対してどうだっていうのは、
1:17:23	ご質問の 89 ページのところで、問われている内容ではございませんけれども、これを説明する上で、当然、許可は満足してるよねっていう、
1:17:37	ことも説明する必要があるかなということで、加えてございます。当然 新規性はこれからですけども、
1:17:45	少なくとも機器評価は当然満足してるよねっていう説明のために、入れて いるといったところになります。
1:17:54	そうですね。
1:17:58	これもさっきの議論にちょっと近いと思うんですけど、当然だから再稼 働を果たす上では、新規制基準適合性審査をに適用しないと動かせないと。
1:18:10	一方で日定期号炉なりについては、
1:18:15	仮に設置変更許可変更を出す場合には、原則は、新規制基準が適用される のでと。
1:18:24	ということでさっき
1:18:26	江藤モニタリンポスの例出しましたけれども、
1:18:29	ただしケースバイケースで、
1:18:32	その対策自体が安全性向上であってとか、そういう極めて例外的なケー スは、
1:18:41	土肥新規性基準
1:18:43	の個別で判断されるということなんで、これもある意味、
1:18:47	ですから、
1:18:51	ておく、加えることに関連するのかっていうことによって、
1:18:57	ここについて、さっきと同じような議論は、
1:19:02	あるのかなと思ったんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:07	そういう意味ではあれですかここは、
1:19:10	ちょっと確認ですけど、これは、
1:19:15	どちら側かという、主、
1:19:18	キッチンホールの主水路側ですか。
1:19:24	主水路側ですよね取水LOCAだから、
1:19:27	衛藤。
1:19:29	そこに流量縮小工を設ける。
1:19:33	ことによって、
1:19:36	補機冷の機能は確保しますと。
1:19:40	一方で、その確保しようとしている機能は、津波で申請し、しますと。
1:19:47	ということですよね。
1:19:52	なので、ちょっと
1:19:55	質問のと、土肥機能喪失を想定してる、してるかどうかに対しては、
1:20:01	なかなかちょっと理解がなかなか難しいんですけど、機能喪失をしないように流路縮小工は設置しますと、ただし、事実上津波で、
1:20:11	機能喪失してしまう、規制上の位置付けになるんだけど、自主的対応として、
1:20:17	申請しないようにしますと。
1:20:19	いうことになっているということですよ。ちょっとだからかなり、そういう意味ではこの扱い自体も、
1:20:28	あまり審査実績のないケースかなという認識であるんですけど、
1:20:34	そういう認識でよろしいでしょうか。
1:20:42	新春北海道電力の高橋ですけれども、
1:20:46	今田井津波に関して自主的な対策でっていうこともありますけれども、一方で基準地震動も新たな基準地震動において、
1:21:00	今、このん所、今回の3号の審査の中では、12号の話は、しませんのでそういった意味でも、機能喪失は、津波だけの話ではなくて、
1:21:14	新規性っていう意味では、まだまだ図を説明し切る。
1:21:19	テーマがいっぱいあって、それを説明しないので、もう喪失を前提とするっていうのは、あるかなというふうに思ってます。
1:21:27	はい。規制庁の天田です。とりあえず私の確認は以上です。
1:21:37	94ページね。これちょっと私も違和感で後でやるのかなと思ったんで言わなかったんだけど、
1:21:43	これ余計混乱させてるのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:46	ここに書いてあるのは1号機による新規制基準の適合性の審査段階の図を書いているんすよね。
1:21:53	これね。
1:21:54	なので今天田さん言った自主対策の津波防護対策、これの黄色い線のところはこれ1やるのかもよくわからないんだけど、
1:22:02	これは12号の時にやりますってことを言ってるのか、今回の3号機でやろうとしてるのかもまずわからない。
1:22:09	言ったように12号の流路縮小工撤去って書いてあるから、これ何かなと思ったら、ここでよくよく見ると、1号の説明を新規制基準の説明をやろうとしてるから、
1:22:20	余計にこの図と左の説明と合わせてみると、もう何を説明されようとしてるかがよくわからない状況になっているって。
1:22:28	わかります。
1:22:31	なので、我々これ何の段階で何をこれ適合性で説明しようとしてるのかが、この、この、
1:22:39	90ページ以降わかるところもあるし、何で書いてあるのかなっていうのもあたりして、ちょっとよくわかりませんっていうのが、ちょっと私、一応このページ、あと、感想というか、
1:22:50	よく確認してもらった方がいいかなと思いますんでよろしくお願いします。
1:22:58	はい。
1:23:00	はい。
1:23:01	北海道電力の上原です。投資、今ご指摘の件ですけれども、
1:23:08	今ちょっと資料の構成上ですね92ページの方で、3号炉の新規制基準への適合性審査段階ということで、お示ししており、ここでは
1:23:21	ドレン逆止弁とは自主対策ということで記載してございます。94ページにいくと今度12号審査段階での話ということで、記載してございました。
1:23:33	一方ちょっと改めてみますとこの④番が、右の図とも、直接リンクしておらず、すごいわかりにくい誤解を招く可能性があるのかなと思いましたのでちょっとその辺りについては、
1:23:48	記載の適正化について考えたいと思います。
1:23:54	電力の高橋ですけれども、この④に対しては92ページの図で、05の方の説明については94ページの図ということで二つ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:24:06	貼り付ければもっとわかりやすかったかなと思いますけどちょっと図が小さくなるっていうのもあって、前段に出てきてたのではしょってしまってるといったところが実態です。
1:24:18	ちょっとどういうふうにわかりやすくするかってのは考えたいと思います。
1:24:38	要はね、12号のやつを書きたい気持ちはわかるかもしれない。名和伊賀ということで12号今回審査対象じゃないものを
1:24:46	いろんなところに散りばめられてるので、我々今結局94ページの図だってこの後また変わるかもわからないわけですよねどうなるかわからないものを、
1:24:56	1回これ出されればこれが一応案として我々見てるんだけど基準上適合性上の判断ってのはあくまでも3及び見るわけだから、
1:25:05	3号の適合性に何が必要かっていうところの、整理から見て上で、その質問に対しては、明確に回答してもらえばいいと思うんだけど、
1:25:14	こういうふうに資料が12号の何か、
1:25:18	話とかんだ我々あんまり感じしないさいカードの話をメインに書かれてるっぽく書かれて資料が構成されてるので、
1:25:27	よくそこは確認されて修正された方がいいかなと思いますんでよろしくお願いします。
1:25:37	北海道電力の植原です。承知いたしました。
1:25:51	すいません規制庁の田内ですけども
1:25:54	34ページ。
1:25:56	のところの、
1:26:00	設計上の位置付け、
1:26:04	て書いてあるものなんですが、
1:26:08	2番2ポツ目の安全上の機能別重要度分類についてという話なんですけども、これは3号から見た位置付けであって、12号側から見た。
1:26:24	話ということでも、
1:26:27	当てはまるもの。
1:26:30	なんですかね。
1:26:38	種質問者だから最後の安全重要度クラス外とするって話があるんだけどちょっと、
1:26:44	僕もこれ、最終的にどういうふうなまとめ方がいいのかどうかっていうのはちょっとあんまりこれ、前例があるのかどうか知らないんですけども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:53	3号から見たら、津波防護施設って話なんだけど、
1:26:58	仮定ちょっとどっかにあるのかどうかわからないんだけど12号の最低限の取水を考えた場合に、このノンクラスって話で、
1:27:08	これは特に構わないんですけど、水路の一部になるの。それとも何かそういった最低限の開口部のところを維持しなきゃならないとかいう話があったり、僕ちょっとそこはよくわかんないんですけど。
1:27:22	北海道電力の高橋です。ちょっともう1回確認しますがけれども、基本的には、海水ポンプがMSワンとしての位置付けがあって、その関連系とかって言うていろいろ紐づくと思うんですけど、
1:27:36	今現在取水炉に関しては今現在ですね、ルール宿直をつけるつけないにかかわらず、
1:27:44	取水炉についてはクラス外だったと思いますんで、それを流路縮小工を設置したとしても、それは取水口、取水炉の一つ、
1:27:54	というふうに考えれば、枕12号の観点でもクラス外で整理ができるかなと思います。
1:28:01	すいません規制庁の館ですけどこれ確認なんですけど、現状の御社の考えとしては水路の一部を構成するものの一つであるから、
1:28:12	カテゴリースターノンクラスって扱いでいいですよっていう考え方ってことでいいですかね。はい。
1:28:20	そうですけど、取水の放水炉って関連系だからクラス3に整理してないんですけど。
1:28:32	ちょっと確認しますがけれどもクラス外で整理してたかなと、今思ってますんでちょっとそこは確認させて。
1:28:48	そうそう。はい。よく確認してください。はい。
1:29:00	規制庁の流路縮小工のうち先ほどの規制上の取り扱い関係に関しては、
1:29:07	他よろしいですか。はい。
1:29:11	宮本ですけど先行審査実績よく見てもらうっていうのは当然なんだけど、
1:29:17	さっきちょっと天野のお話とちょっとダブってしまうんだけど、
1:29:21	この
1:29:22	設備をつけた場合、どう扱うんですかっていうのが全く書いてない。
1:29:28	要は表裏一体の機能を持たすわけですよね三国にとっては、もうこういう機能、一応JA広域だって、
1:29:35	それについては、今後どういうふうに整理していくかっていうのが全く書かれていないので、そこはよく、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:41	知っての整理してください。はい。以上です。
1:29:56	北海道電力の松江植原です。このリスク昇降等の設備をつけた場合の扱いについて先行実績について再度確認した上で整理したいと思います。
1:30:09	井戸電力の高橋です。今ご指摘いただいた通り整理はしていきたいと思いますがけれども、今言われてるどう整理するかっていうのは、3号炉の許可として、
1:30:23	どう整理するのか。
1:30:26	ていう、12号の
1:30:30	申請している、
1:30:32	ものに対してどう整理するかとこの2点ということです。はい。
1:30:36	理解しますと、
1:30:41	はい。では流路縮小工引き続いてその他のところに行くんですけどもちょっと
1:30:47	えーとですねどっかに
1:30:51	表が、
1:30:53	そうですね。
1:30:58	60ページ、
1:31:05	でしょうか。
1:31:06	60ページの方でこれ、前回のヒアリングの時に何か小中年数がかけたりとかっていうのって、
1:31:15	何かこれってどうなんですかって話があって、その関連で、今回あんまりこの資料はちょっと、年間のヒアリングは変わってないけどわからなかったんですけども、
1:31:24	ちょっと改めてちょっと確認しますが、あれですかね、結局、
1:31:31	12号、今回3号の申請なんですけど、12号までちょっと多分北電としてはやり切ると。
1:31:40	いうふうな全体的な、
1:31:42	話ってのは多分しなのかなと思うんですけども、
1:31:46	ちょっとお伺いしたいのが、何だっけな。
1:31:50	そもそも論として、何、12号を動かすっていうことだったら要は12号、きちっと何か対策をして、要は流路縮小工なんかつけずにちゃんと
1:32:01	何ですかね
1:32:05	12号も含めた要は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:08	効率的な審査という観点っていうのも当然あるのかなっていう。そういう方法で取り得る方法。要は、北電としては米は3号今優先するとは言ってますけども、
1:32:20	12号を含めて要は全体的に合理的にやるっていう選択肢も当然あったかとは思うんですよね。
1:32:27	それでは今回は多分しない、選択しないっていうふうに言われているのかなと思うんですけど。
1:32:34	それはどうですかね。やっぱり北電としてやっぱり1号は大分、
1:32:39	後の方にされるのかそれとも、要は連3号と連続しても12号は、もう今、結構長期間に渡ってちょっと審査をやるのか、ちょっと解釈だけを聞くかもしれないけど、これっていうのはどうですかね。
1:32:53	どう電力の高橋です。まず12号キーについても、我々としては決して諦めてるものではございませんので、宣言ではないですけども、しっかりやっていくと。
1:33:07	いうふうに考えているところでございます。さらに、3号の設置許可取得後3号機についても、工認、それから保安規定と流れていくものがありますので、
1:33:21	そこを踏まえて、あと我々の対策、設計状況を踏まえて、12号機も出していきたいと。
1:33:31	いうふうに出していききたいとか、変更かけた上での説明に入っていきたいというふうには思ってますんで、
1:33:37	ただ一方で小神野を前回は××面とか年数かけないのかっていうところもありましたけれども、ここについてはさんご
1:33:48	期もこの先伊井の工程もちょっと明示できてないところもあるんで、なかなか年数の表示はできてないといったようなところになります。
1:33:59	決して12号給は諦めているわけではございません。
1:34:05	規制庁です。ごめん、私聞けば来たかったのは、要は、流用し、選択肢として流路縮小工をつけずに、要は12号を含めた審査の全体の効率化或いは、
1:34:17	安全性の向上という観点での取り組みっていうのは、あったかと思うんですけど、それってあえて
1:34:23	選ばなかったとちょっと、若干ちょっと12号見たら長く長引いてもそれはちょっとあえて3号を優先したいと、そういうふうな北電の医師という解釈していいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:32	北海道電力の高橋です。すみませんそちらの方のご質問にご回答してご ざいせんでした。確かに12号機に関しても申請してるプラントで ございますので、対策については検討を
1:34:48	継続してございましたけれども、やはり12号側のプラントは3号機に 比べて、経過年数が古い、
1:34:58	経ってるっていうのもあって対策工事にちょっと時間がかかりそうだと いうところが見えてきたんで、まずは3号機を優先して実施していき たいと。
1:35:09	さらに、今回流路縮小工をつけることによって、津波が来るも前面のと ころで、ある程度、防護対策がとれるっていうこともありますので、
1:35:22	早期に対策ができるっていうのも、あいまって今回そういう判断をした ところでございます。
1:35:32	はい。要は私吉良田野様は、12号を含めた審査の全体で合理化という 話について回答がなかったという、
1:35:42	古藤は理解しました。はい。うん。湯浅3号を優先したいということ ですね。ちょっとちょっとメリットデメリットのところにもちょっとある かもしれないけど例えば27ページとか、
1:35:55	ですかね、
1:35:58	従来方針と現状保守の比較の中で、利点、
1:36:03	要はこれ昨年の9月に説明したのから、今回変えた、要はその利点の中 で工程というのがあって、この工程検討項目の工程というのは審査工程 と後、
1:36:17	再稼働工程って二つが何か含まれてるように見えてですね、審査工程で そうすかって感じですけど。
1:36:23	そういうことで、
1:36:25	2、
1:36:26	利点って言われるとちょっとすごく、
1:36:29	何か私は、
1:36:30	もっとかもしたんすけど、うん。
1:36:33	要は先ほど要は、何て言うんすかね。
1:36:38	もうちょっとここは、ちょっとこれ記載ここ記載だけなんですけど
1:36:43	私たちはやっぱり機安全審査というのは安全に関する利点を書くべきであ って、
1:36:50	じゃあ何でこれが3号だけをやったら、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:53	有利なのか、これ、経済的に利点があるんですか私ちょっと見えないので、ちゃんと安全に関して考えてください。また、私の例えばですけど、何だっけな。
1:37:05	早期に包丁てを作るだとか、或いは敷地の中に水を入れないような対策工を作ることで、要は安全性が向上するとか、
1:37:15	言うたらまだちょっとわかりますよ。
1:37:18	ただそうそうであっても、何か私は12号の、
1:37:22	方の含めた審査工程も含めた、ちょっと何かあれを、先にちょっと送ってるから、若干思っちゃうかもしれないですけど、ただ少なくともやっぱり安全ということに関して、
1:37:34	ちゃんと利点は、考えないといけないんじゃないですか。これはいかがですかね。それとも、北限として、やっぱりなんすかね再稼働工程を有利にしたい。そういう思いはあるんですか。
1:37:51	北海道電力の高橋です。今ご指摘いただいた通り安全に対する記載っていうところはちょっと追加したいかなと思いますんで、22ページの全体の結論のところになりますけれどももうその安全っていう意味でも、
1:38:06	青字で書いたところですけども、早期に適用可能な津波対策で安全を早期に確保できるっていう、言ったようなことを少し、
1:38:16	出んようかなというふうに、を考えました。さらに審査の工程、も書いてるんですけども再稼働を工程の方がちょっと、
1:38:28	強めに出てるんじゃないかっていうご指摘かと思いました。先ほど工程についても、我々、事業者としてはそこも
1:38:39	重大なポイントではあるんで、記載をさせていただいてるところですけども、安全審査という断面においては、安全に対する記載っていうふうに理解しましたので、
1:38:52	その辺少し修文したいと思います。
1:38:57	はい。伊東規制庁者ですごくありました。はい。ともかく、はい。今、とりあえずそんな感じであと、
1:39:04	ちょっとこの現状の比較整理、要はメリットデメリットのところちょっと幾つか、こっちともう、細かい話をちょっと言いますけども、26、
1:39:14	9ページですね。
1:39:18	この26ページの耐津波のところの利点の現状方針か。
1:39:24	そこの横に従来方針と現状方針と評価という2段があって、この現状方針のところ、最後の行に、現状方針がこの根本的な対策であるって書

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	いてあるのがちょっとすごい私違和感あって、これってあるじゃないすか。
1:39:40	ここで書いてるのはあくまで従来の方針はこうでした。現状の方針はこうなんです。評価として、現状方針の方が、要はより海側で水を止めるから根本的な対策ですとか、
1:39:54	そういうことが言いたいんじゃないですか。ちょっと何か評価のところも、書き方はわかんないすよ。これ評価で何か、現状方針で優位性所って、何が言う伊勢庄野って、
1:40:07	これは多分、私のこれ理解は、この二つ、従来と現状があって、この評価のところは現状方針がまずここで書きたくて、優位性が、何だろうこれ。
1:40:23	優位性があってそれを優位性の度合いがそうだって多分言ってるんだと思うんですけど、全然わかんないです。
1:40:29	日本語にしてください。
1:40:32	うん。だから現状方針の方が、これこれこういった理由で、
1:40:38	小さいながら優位性があるとか、
1:40:43	うん。
1:40:44	という、まずすぐ、
1:41:26	エチャバリだけですが多分そちらで言いたいのは、
1:41:29	根本的になっていうのは、
1:41:31	いわゆるその津波の流入口の入口で押さえていて、
1:41:35	もともと持とう案は、出口を押さえてる出口がたくさんあるので、そこにある程度負荷、不確定要素がまだ、
1:41:43	さっきから言ったように、何だ、12号機の耐震性やいろんなもので、
1:41:48	まだ十分じゃないところがあるので、
1:41:51	絵にかいたもちのような状態になっているということですよ。
1:41:56	だから
1:41:57	抜本的な対策がまだ、
1:42:00	見えていないという、そういう弱点があってそれを完成できればどちらも抑えられるんだけど、
1:42:08	手っ取り早く、入口を押さえますとそう言ってることだけですよね。うん。
1:42:17	北海道電力の植原です。ご理解の通りになります。
1:42:24	まず

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:25	評価に関しては、10、左側に記載している従来方針あと右側を書いている現状方針、これを比較した場合に、
1:42:35	現状方針の方が少し優位性があるという意味で、今評価欄については記載しております。
1:42:42	で、また根本的な対策といったところも、今お話あった通りなんですけれども、よりは、海に近いところで、
1:42:53	対策をすることで、津波を防護するといった観点での記載をしていたものになります。ただこの今の記載ぶりだと
1:43:06	わかりにくいということで、コメントいただいておりますので、こちらについては記載内容を修正したいと思います。
1:43:18	はい。規制庁藤野です。ついでになんすけど、27 ページのこの利点の許認可のところの現状方針、現状方針が検討用で何で優位性が、
1:43:28	何のともかもさっぱり理解できないんでちょっとここは、もう1回全般的にちょっと、
1:43:34	そもそもリケンっていうのは何の利権をやるのかとかですね、B系に対して優位性点んなんか。うん。それもよくわかんないすけど
1:43:44	うん。いや、それはちょっと、米谷本郷踏まえてちょっと、何が言いたいのかちゃんと書いてください。はい、じゃあ、
1:43:53	一応 26 ページ、さらに言っとくと対自然現象ってこれ何のこと言ってるんですかってことなんですよね。
1:44:00	再事前減少って言葉を初めて私聞いたんだけど、
1:44:03	THAI 自然現象って何のことを言ってるんですか。
1:44:06	そもそも津波防護対象設備は、対自然現象に耐える設計にもともとなるんでしたっけって。
1:44:15	そしたら、要は防護対象設備ですかっけってことなんですよ。
1:44:21	その辺が、もう少し検討されて書かないと、これは何を言ってるのが、
1:44:29	要は、泊だけは自然現象から守るように作るんだったらそそういう考えもあるのかなと思うんですけど、その辺、よく理解された上でこれ記載された方がいいのかなと、あともう一つ言うと、
1:44:42	利点の工程のところの審査工程審査工程についてもこれは事業者から見た審査工程かもしれないんですけど、我々から来た未審査工程だと果たしてこれが工程の短縮止まるのかと。
1:44:53	要はもともと A の現設計だったら 123 まとめて評価できるわけですよ、極端に言えば。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:45:00	それを二段階に分けなきゃいけない。さらに変更申請も必要になって、
1:45:06	保全対象っていうかそれを撤去する工事も含めてやらなければいけない っていうふうに本当にそれは審査工程の短縮に繋がるのか。
1:45:15	私はそこはちょっと疑問ですので、事業者、中でどういうふうな利点があるかってよく確認した方がいいかなと思います。はい。以上です。
1:45:28	規制庁の天田です。ちょっと、ちょっと関連して、前回もちょっとお聞きしたかもしれませんが、27ページの
1:45:35	工程のところに書いてあるこの従来方針なんですけれども、
1:45:40	前回の案では23ページに整理していただいている通り、
1:45:47	12号については、
1:45:49	主水路側防水駅、9月の段階5の段階では、防水液でしたと。今回、流量縮小工に変えますと、放水炉側は、
1:46:00	閉塞コンクリート等であったものが、コーセル逆流設備に変えますと、
1:46:05	で、
1:46:08	この27ページに書いてある内容は、津波防護施設の間接支持構造物として、既施設の耐震性が必要になるっていうのは、ある、ある意味わかって、
1:46:20	当然のこととしてわかってたんじゃないかと思うんですけれども、
1:46:24	なぜこのタイミングになって、
1:46:27	衛藤。
1:46:29	こういう、時間がによる適合性の説明時間を寄せるためっていう何か新たな
1:46:39	状況が、
1:46:41	付加されたような説明になってるんですけど、ちょっとその辺り、説明をいただけますか。
1:46:55	北海道電力の上原です。2、23ページで、9月29日の審査会合段階での津波対策があって、この段階、タイミングで、
1:47:10	変更を、方針について変更をすることの意図ですけれども、
1:47:16	もともとこの審査会合を、の前段階からも、津波バウンダリー等に関するヒアリングでのコメントを踏まえまして、
1:47:28	の対策については継続して検討を行ってきて参りました。
1:47:33	で、流路縮小工等の検討も並行して進めていたわけなんですけれども、9月29日の段階では
1:47:43	流路縮小工に関する成立性というのはめいておらず、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:48	一方で紡績に関して、この取水関係の対策についても、綱MEを踏まえた検討中ということで、お示しをしてございました。
1:48:00	で、その後、検討を進めて参りまして、流路縮小工等成立性見通しがえられたことから今回ご説明申し上げるものでございます。
1:48:14	北海道電力の高橋です。ちょっと補足します。もともと我々考えてた防水駅は考えてたんです。
1:48:26	考えて設計を進めてたんですけども、6月の津波バウンダリーEの議論をした時に、
1:48:34	まず、地震によって破損するっていうようなものも含めて、外郭防護として敷地に出ないように設計しなきゃいけないと、そういったところがございましたので、
1:48:47	そういった意味で12号機の循環水ポンプ建屋の海水ポンプエリアであったりだとか、そういったところにもドレンライン逆止弁がございますので、
1:48:59	これで遡上評価して、敷地に出なければ、それは満足できるかなと思いますけれども、そこがやはり、
1:49:10	ドレンライン逆止弁とかに期待しないと敷地を溢れる可能性があるかと。
1:49:17	そうなった時点で間接支持構造物として、耐震Sクラスの要求が課せられると。
1:49:26	そうなったときに、そもそも12号機の循環水ポンプ建屋の耐震について、設計を進める中で、やはりかなり補強工事、
1:49:39	何が必要だっていうのも見えてきたんで、いろいろ案を検討していく中で、この流路縮小工をというのが、一番最適にできると。
1:49:52	そういった判断をしたところでございます。
1:49:56	あと宮本さんからのご指摘あった工程27ページの工程、
1:50:03	のところで、本当にこれが許認可上、利点があるんですかっていうところをご質問いただいたかなと。
1:50:15	思ってまして、
1:50:18	も、従来の方針でいうと、循環水ポンプ建屋の12号機ですね、循環水ポンプ建屋の中で、耐震Sクラスの津波防護施設、
1:50:30	についてご説明をしようとしたときに、
1:50:33	12号の耐震設計に関して、
1:50:37	設置許可断面では成立性の見通しについてご説明をしなきゃいけないということになると思うんですけども、そういったところをご説明しようすると、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:48	少し時間がかかるというのもあるので、審査工程としても、今回現状案の方が、
1:50:59	時間的に、効率的にできるかなというふうに判断したところでございます。
1:51:04	以上です。
1:51:09	規制庁の天野です。あれですかね間接支持構造物としての耐震性っていうのは、
1:51:16	先行プラントでも、許可段階で、見通し終えた上で、
1:51:23	方針を示されていると思うんですけども、
1:51:27	そういう意味であれですか。
1:51:29	縮めて言うと、9月段階で示された方針では、
1:51:36	先行審査実績を踏まえて、十分
1:51:41	耐震性の見通しまで含めた方針として、
1:51:46	の検討が本来、そこそこの準備をしておくべき段階のものが、その検討がおよんでいなかったということでしょうか。
1:52:00	北海道電力の高橋です。耐震設計に関して先行の実績なんかを見てはきてございまして、
1:52:10	選考をPWRであったりですと、実際に対象になってないと。ただ、素行はやはり基準津波の水位が高くなっていないということもあって、
1:52:23	エントリーされてないところを、が確認できましたので、そういったところで我々の確認をするところで、一部やっぱり不足はあったかなと。
1:52:35	思いますけれども、あとはもう遡上解析の結果を踏まえてっていうところがありましたので、その辺を考えて、
1:52:45	実施をしてございました。
1:52:49	規制庁の天田ですわかりました。あと1点さっき
1:52:53	ちょっと江藤2号も含めた対策っていう話ありましたけど、
1:53:00	江藤、基本的には12号ろうの原子炉設置変更許可申請をされていて、かつ
1:53:10	江藤3号炉との重複申請ということで
1:53:15	年、平成25年の7月の新申請の段階ではですね。
1:53:21	3号と12号の審査の優先順位について、
1:53:25	3号を優先していただきたいというペーパーを出されているんですけども、
1:53:32	要素、行政手続き上12号の申請をされているので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:37	もうこれは、
1:53:39	3号あればすぐに12号の適合性の説明に入ることんという位置付けに、
1:53:46	なっているのであれば、当然さっき言ったように、12号の適合性についても
1:53:52	いつまでにどういう形で説明するんですかという話になるので、
1:53:57	その辺り、ちょっと
1:54:02	期間は
1:54:04	明確に示されていませんけど
1:54:08	これが何て言うんですか。ちょっと改めて仕切り直しで取り上げますっていうんであれば別ですけども、適合性、適合してるから審査してくださいっていう。
1:54:20	立ち位置なので、それに対していやいや、
1:54:25	これから検討を始めて、ちょっと期間も見通しもえられなくて、この先どうなるかわかりませんっていうとじゃあ我々一体この申請案件はどう。
1:54:35	審査したらいいんですかという話になりますので、ちょっとそ、そのあたりは、
1:54:40	ちゃんと説明をできるようにしていただきたいと思います。以上です。
1:54:48	北海道電力の石川でございます。12号機につきましても3号優先審査と言いながら、1号機も申請してプラントでありますので、3号が設置許可終わった後の1号機どうしていくのかという見通しについてきちっと説明できるように、指摘しておきます。
1:55:22	規制庁藤原です。ちょっと12号の流路縮小はちょっとこれ
1:55:27	一旦止めたいと思ひまして、じゃあ、直管休憩を10、
1:55:33	そうですね十分、13分ぐらいありますか。
1:55:38	一旦休憩です。
1:55:43	はい。規制庁藤原です。時間なりましたので再開したいと思いますちょっと流路縮小関係一部ちょっと事実確認残ってる或いは記載関係でも事実確認ありますのでちょっと先に流路縮小工関係からいただきます。
1:56:05	はい。規制庁の三浦です。少し、いろいろ議論があったところなんですが、
1:56:11	確認だけです。26ページ。
1:56:16	26ページの一番上の行の対津波の現状方針。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:23	現状方針では、1号及び2号炉主水路、逆流防止設備って書いてあんですこ流路縮小工じゃないんですか。
1:56:34	北海道電力の植原です。動きになってございます大変申し訳ございません。
1:56:40	はい。続いて27ページ。
1:56:45	なんですけど、
1:56:46	なるほど。
1:56:47	施工性っていう利点で施工性で、(1)施工のしやすさっていう評価項目、
1:56:54	なってるんですがこれ施工のしやすさってことについては何も記載されてなくて、やりやできますよっていう両方の表現になってると思うんですよね。
1:57:04	これ先ほどちょっと高橋さんのお話なんか伺っていると、
1:57:07	施工のしやすさって点で現状方針というのがかなりメリットがあるとご判断されたんじゃないかなと思うんですが、その点何そこには何の記載もないんですが、その辺はどうでしょうか。
1:57:26	北海道電力の植原です。27スライドの利点の施工性のところで括弧書きで施工のしやすさと記載してございます。
1:57:37	等で
1:57:38	具体的な中身のところについてはそういった記載内容は現状ない状態で両方とも見通しありますよという記載なんですけれども、
1:57:47	こちらについては、やはり入力商工等の方が従来方針であれば、対策だけにわたると思いますので、そういった観点での記載について
1:58:01	追加することで考えたいと思います。
1:58:03	はい。よろしく申し上げます。続いて32ページ。
1:58:09	なんですけど、
1:58:11	30日2ページの右側、下側の、
1:58:15	33ページもそうなんですけど、ここに、
1:58:19	後半プレートを使って、
1:58:22	流路縮小工なり、逆流防止設備をつけますよという、
1:58:26	絵になっているんですが、
1:58:29	これで本当に止水性ってのはこれ担保できるんですか。
1:58:33	例えば、これいろいろ抗議文があって、
1:58:37	いわゆる縛りと、あと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:41	補助割補助バリ島躯体との間、あと交番等躯体との間、ここの止水性はどのように担保を適用するつもりなんでしょうか。
1:59:03	後半詰めは江崎委員が言ったように後半だとプラプラですよね。で、
1:59:08	あと、これ、補助、
1:59:11	張りの方はこれ接合しないような時系列になってますよね。
1:59:16	これで本当に止水性担保できますか。
1:59:19	ちょっとその辺のところ、
1:59:21	確認をさせてください。
1:59:29	北海道電力村島でございます。32 ページGのスライドをに記載しております。概略図ですけども、詳細設計はちょっとこれからになりますけども、
1:59:42	基本的にはですね、躯体と梁に関しましては、躯体側にもですねこれちょっと概略図なので図示はされておられませんけども、
1:59:53	躯体側にも、針を入れてですね、まず支持させせる、対応を行いたいと考えております。後半に関しましては、
2:00:04	鋼板の継ぎ目に関しましては止水担保できるようにですね、ちょっと詳細はこれからですけども、この種張り以外にですね、ビームを追加してですね、
2:00:17	きちっと変位も、
2:00:22	何ていうか、吸収できるようにですね。
2:00:25	処置をした上で、適切な資料をしたいと考えております。
2:00:31	はい規制庁の米津その辺のリテールなりなんなりはこれは許可段階でそういうディテールを示すんですか。それとも、
2:00:39	工認段階で示されるんですか。
2:00:42	はい。北海道電力の村島です。概略設計に関しましては今進めてる最中ですので、こういう構造で成立を目指そうと思っていますということは、
2:00:54	設置許可の段階で、形としてお示ししたいと考えております。以上です。はい。規制庁の梅田ですそうするとここで今 32 ページに示されているのは、現段階の概要図であって、
2:01:06	詳細に関しては今後説明するっていう理解でよろしいですか。
2:01:11	北海道電力村島です。はい。ご認識の通りで結構だと思いますそれではその旨ちゃんと岸、書類上書いといた方がいいような気がします。いかがですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:24	北海道電力村島です。ご指摘承知いたしました。あくまでも概念図であって、今後お示しするという事で記載追加させていただきたいと思えます。はい。お願いします。
2:01:34	それとやっぱ33ページ。
2:01:37	なんです、これも今アンカーボルト等で、
2:01:41	手芸他を接合するということになってるんですが、
2:01:45	実際にこれ一、
2:01:47	きちっと施工すんのこれ無理でしょ。
2:01:50	おそらくちょっと私思ったのが名倉宇藤モルタルか何か、上下に入れてやって、それでベル調整してやるとか、
2:01:57	ちょっとそういうふうな工夫がないと、これ多分取り外しもうまくできないし、
2:02:03	今言ってたように止水性も確保できないと思うんですがその辺はどういうふうにお考えですか。
2:02:08	北海道電力村島でございます。33ページのスライドもあくまでもこれ概念図としての概略を示したものでございますので、ご指摘の通りですね、
2:02:20	接合面に関しましては、レベル出しっていうのは必要だと思っておりますので、詳細設計これからでございますが、そちらの方も適切に反映したいと考えております。以上です。わかりました。これもだからあくまでも概念であってこれからリテールは進めるというふうに理解しました。
2:02:36	その割にはちょっと下側のステップのステップ図1から4まで書いてあるんですが、これが余りにもリアルすぎてね、実際にはこうヘディテールになってくるかどうかよくわからないと。
2:02:47	ということですよね。
2:02:49	これは区もこれもだからあくまでも概念として、こんなものを考えてるというふうに理解しましたがそれでよろしいですか。
2:02:57	ほ北海道電力村島です。はい。ご認識の通り、33ページのスライドをの下に書いてある図は、撤去、復旧が可能ですよという、ステップを示したものの。
2:03:11	でございますので、ここに関しましても、今後詳細を設計進めていってですね、お示ししたいと考えております。以上です。わかりました。これもあれですよ。今も言われたように、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:22	幅の概念を示してるんだということで、マディテールの検討してたら今後変わり得る可能性もあるというようなことはちゃんと述べておいたらいいと思いますいかがですか。
2:03:32	はい。北海道電力村島です。承知いたしました。33ページのスライドに関しましても、その他にも概念図として記載しているところに関しましては、すべて今後詳細設計を進めていって、お示しますということで、概念図であることを記載いたします。以上です。はい。よろしくお願いいたします。
2:03:51	ちょっと一見してみたときに、やはりこれ後で撤去したり、
2:03:56	現状ではきちっと施設を確保するっていったら結構これ難しいんじゃないかなというふうに思うんですよね。今後十分にご検討ください。
2:04:05	承知いたしました。
2:04:08	阿藤。ちょっとこれ、同じ資料4なんで今言っておきますけど、81ページ。
2:04:15	の右側なんですけど、
2:04:19	原子炉簿記冷却海水放水炉があって、その下が、今、
2:04:26	流入対策箇所になってますけどここ浸水想定箇所の間違いではないんですが、浸水想定範囲の
2:04:42	ごめんなさい81ページ。
2:04:44	の右側の図なんですけど、
2:04:55	右側の図で下の図ですよ。
2:04:59	原子炉補機冷却海水系放水量っていうのがブルーで示されていてその下が、
2:05:06	今、流入対策箇所になってますよね。
2:05:10	これは浸水想定箇所ではないんですかっていう質問です。
2:05:17	北海道電力村島です。81ページの右側の図の赤枠、黄色ハッチングの範囲だと思いますけども、
2:05:27	こちらに関しましては、コンクリートで充填する範囲ですので、d u 流入対策箇所をということで、
2:05:36	考えております。
2:05:38	そうですか。ちょっと待ってくださいね。
2:05:45	この図では、
2:05:54	あ、わかりましたじゃこれはこれで正しいってことですね、どっかの図では何か浸水想定箇所になってる気がしちゃうんで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:06:02	図の整合あるかなあとって見てたんですが、私の勘違いかもしれませんが。
2:06:07	この図が正しいということで理解しました。はい。
2:06:25	ちょっと根津の不整合がどっかにあったような気がします。それちょっと確認をして、
2:06:31	もしもそういうものがあつたら、ごめんなさい、29 ページ見るでしょ。
2:06:38	19 ページ。
2:06:39	今の 81 ページを見比べるでしょ。
2:06:44	一つ 19 ページの右側あって、
2:06:48	これ浸水想定箇所になってません。
2:06:53	北海道電力村島です。はい。ご指摘の通りですね 19 ページの方は、
2:06:59	補機放水炉を流下させる、立野開口の部分を浸水想定箇所をんとして、入れている一方で、
2:07:13	81 ページの図に行きますと、重点範囲のところすべて黄色く塗ってしまっていますので不整合が確かにございますので、
2:07:23	こちら訂正に誤解がないようにしていただければと思うんですが、どうぞ。北海道電力の植原でちょっと補足させていただきます。
2:07:32	19 ページの図が、こちら 9 月 29 日の審査会合資料をそのまま再掲しているものになってございます。こどう資料では 3 号補正の対策について変更がないことをのみ述べておりました、
2:07:49	9 月 29 の資料をそのまま引用してきているという状況です。
2:07:55	こちらがもともとちょっと動きだったのかなとは思いますが。
2:08:01	で、
2:08:02	違う。
2:08:05	で、うちが違うと言ったんじゃないの。
2:08:19	いずれにしろ、ちょっと 19 ページと 80 ページ、図の整合があるので聞いている位置が違うのはそれがわかるようにちゃんと表示していただけますか。はい。北海道電力村島です。81 ページの断面で聞いている癒しがですね。
2:08:35	館野開口部を切ってますので、この切ってる観点では、青ハッチングが正しいですね、81 ページの方はハッチングなんですよね。
2:08:45	だから 29 ページそれで 19 ページと 81 ページの整合をとるってことですよね。はい。適切に反映したいと思います。はい。すいませんお願いします。私から以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:58	規制庁藤尾です。流路縮小工関係です私の方から幾つかあってですね 36 ページ開いてください。
2:09:07	米 36 が 36 からこれ先行との比較があってずっと 30 万 38 とかずっと続くんですけども、
2:09:15	ここ先行との違いというのはもうちょっと何か正確に整理があると、いいのかなとちょっと思いましたで、ちょっと確認したいんですけども、今回の
2:09:26	流路縮小工とか、逆流、特に逆流防止設備の方なんですけども、これってあれですかね海中にどんだけ没してる状態で通常運用するかっていうのは、
2:09:39	何かありますか。一応なんか現地確認に行った時の現地写真とかを見たときには、ある程度何か
2:09:47	貝の付着がですね、放水炉の底部のちょっと上下の方に付着してたりしてですね、そういう状況だったらもしかしたらフラップ逆流防止設備、フラップゲートをどこにも何かそういった、
2:10:00	体の付着とかって何かあるのかどうかっていうのがちょっとよくわからなくて、その辺が、まず泊でどうなのか、あと先行では、そういったことはないような場所に、
2:10:11	あったのかとかいうところは当院の特徴っていうのがそこに何かもうちょっとわからないんですけど、まず、衛藤、どういう状態かというのと、整理をちょっときちっといただけますかってこの 2 件いかがですか。
2:10:25	北海道電力村島です。32 ページで今ご指摘いただいた、逆流防止設備に対する設置位置それから開口の高さに関しましてですけども、
2:10:38	現状を想定しておりますのは、この放水系の方にはですね、ほとんど家への付着が見られないというメンテナンス実績ございますので、
2:10:49	それほど貝の付着量としては、ないものと考えています。ただし放水論に一つもないのかというところではないと思っておりますので、
2:11:00	現状を解析の方で考慮している、会議の付着しろというものも考慮した上でですね、開口部はある程度 1 を上げようと思っております。で、
2:11:10	そこに関しては、今後ちょっと詳細設計で、
2:11:16	上杉ですけど、我々の懸念は、そこに、
2:11:19	貝が付着すると、フラップゲートがきちっと閉まらなくなって、
2:11:23	流入経路が形成されちゃうんじゃないかっていうので多分藤原は懸念してるんだと思いますけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:30	だから、いわゆる
2:11:33	フラップゲートで遮断するわけですねきちつとを。
2:11:37	そそうした時にフラップゲートが開の付着によって、
2:11:42	きちつと閉まらない間完全に閉まらないので、それによって水の流入経路になるような不確かさっていうのは、
2:11:51	見に行くことや、メンテナンスができない場所に大丈夫なのかっていうと、結局、
2:11:56	もうはっきり言わせてもらおうとそういうことなんですよ。
2:11:58	うん。うち負けた記念は、
2:12:02	北海道電力村島です。フラップゲートに対する異物の挟み込みという観点でも今後整理してお示ししたいと思っておりますけども、会議以外にもですね流れてくるものをきちつと想定して、
2:12:14	整理をした上で、成立性見込めるという状況を整理した上でご説明させていただきたいと考えております。
2:12:23	はい。規制庁じゃないです。それは今年の5月という。
2:12:28	大分さっき一応そういうふうな状況ということですかね。はい。そんな時には、さっき言ったように点検をどれくらいの頻度でやるかとかですね要は、
2:12:39	さっきも江崎板谷です。ここってすごい奥まったところにあるんですよ先行のサイトのフラップゲートという、比較的目視できた、或いは容易にわかって開いたやつん見たりとかあるんですけどこっって何か、
2:12:53	ダイバーが大和なんか人が歩いていくのか、あるんですけど、ロボットが行くかわかんないんですけど結構なんか、どれ、どういうふうに点検ができるのかっていうのも、点検しにくいという状況。
2:13:05	あとそういう頻度、次、どれくらいの頻度でもしにくかったとしても、これだけやりますとか、いうのも踏まえていやそ先ほど言った、
2:13:12	完全な閉塞、要は、
2:13:15	要は、完全にゲートが閉まり切れないような状況をいかに排除不確かさ排除できるかそこはきちつと今後説明いただきたいと思えます。この点よろしいですか。
2:13:24	はい。北海道電力村島です。ご指摘承知いたしました。現状の考えてることですけども停止中プラントのSRS排水を考慮した、
2:13:37	水路な起振っていうのは、前回の現調でも放水労を、放水工を見ていただいた時に、ご確認いただいたかなとは思いますが、ほとんど起振が今ない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:51	という状況になっています。なので、この
2:13:56	フラップゲートが完全に水没するような状況ではないと、を想定しています。今後のその開口部の高さ設定にもよりますけども、
2:14:06	水没するような環境にはならないようにまず設計を進めていきたいと考えております。その上で、深井の付着ですとか、
2:14:16	異物の持ち込み等々含めてですね、現状のメンテナンス実績も考慮した上で、適切な点検のサイクルですとか、期間、それから、
2:14:27	状態の監視、に關しましても整理をかけていきたいと考えてございます。以上です。
2:14:35	はい。ちょっと規制庁します。わかりましたじゃそこはお願いしますという、
2:14:41	小宮ですけどちなみに現情報水路の点検でどうやってやってるんでしたっけ。
2:14:49	はい。北海道電力村島です。放水炉の点検に關しましては、32 ページのスライドを用いましてご説明しますと、すいませんここちょっと
2:15:03	うまく出せない状況になってますけども一番 2 番の点検孔から入って、点検しているという状況でございますので、そのためには、
2:15:14	水路が来るといふ
2:15:17	作業が発生します。トレンごとに水路を書くってですね、水の流れがない状態の中で、水路点検を実施しているという状況でございます。以上です。
2:15:30	富山です。わかるし、ちなみに括弧はどこに入れるんでしょう。
2:15:36	はい。北海道電力村島です。加工と重野に關しましては、スライド 31 ページ。
2:15:43	で、すいませんここも詳細ちょっとご説明できませんけども、図面のですね左側の取水口よりっていう、記載されておりますけども、取水口の前面のところに、点検用の架構年ゲートを入れて、
2:15:58	主水路を、の水没範囲をゲートで止めて、水を抜けば放水系まですべて、水が来ないようにできるというものでございます。以上です。
2:16:11	はい、わかりました。
2:16:19	はい。規制庁藤原です。42 ページの方で
2:16:27	見ていただいてルー五つ目の丸印は取水機能に対して海水生物の付着、
2:16:32	で、
2:16:33	これはわかりました。二つ目のマルで放水機能のところにこの改正物付着きつとあるだろうなと思ったら、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:40	何か書いてなかったんで、ここは影響はないとはいつつも一応ちゃんと
2:16:46	確認は
2:16:48	されるとそういう理解でいいですよ。
2:16:51	今さっき麻生確認されるっておっしゃられたんで、
2:16:57	北海道電力村島です。今 42 ページ目のポツ二つ目の記載で放水機能への影響というところに、開生成物の付着の話が、
2:17:09	記載がないというご指摘でしょうか。
2:17:16	逆流防止設備、
2:17:21	対
2:17:23	これはあれですか取水炉の方は海水生物の付着の影響が多いからこの記載をしたと。一方で放水炉の方についてはその影響がちっちゃいですそういう違いがあってこの
2:17:35	記載の差がある、そういう理解でよかったです。私、逆流防止設備、すみません、北海道電力村島です。7 ページのスライドを見ていただきたいんですけども、
2:17:46	bポツの基本設計方針と記載している中にはですね、B2-1-3 のところで開生成物の付着による閉塞の可能性ということで、ここは、
2:17:56	主水路の方水路も、きちっと整理をしてお示ししますということで、2023 年 5 月とさせていただきますので、今藤原さんからご指摘いただいたところに関しましては、取水もハウスイも、それぞれご説明させていただきますと考えております。
2:18:14	はい。規制庁伊澤ですわかりました。はい。
2:18:16	その他、今の 12 号のうれしく商工関係について
2:18:22	確認等ございますでしょうか。
2:18:25	ウェブの参加の方も含めて、
2:18:29	よろしいですかね。はい。
2:18:31	それでは、
2:18:33	DB。
2:18:35	2 款の間に深く関連するパワポでいくと 64 ページ以降の
2:18:42	説明。
2:18:44	ですかね、そこをちょっとしていただけますか。令和短期の 3 号、有料福祉商工関係が多分、
2:18:51	家で大きく関連する、⑧はこれ、
2:18:55	今ほぼ言ったかもしれないけど簡単に触れていただければ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:04	70、
2:19:08	はい、北海道電力の小林です。今 74 スライドをご覧ください。
2:19:14	結構今指摘事項の六、七として、これの回答をこちらの白井とスライドからしております。
2:19:21	こちらは津波防護対策として設置する津波防護施設や浸水防止設備に関して、これらの対策の目的や期待する役割を踏まえた施設区分、
2:19:32	損傷モードを踏まえた今日限界の考え方についてナンバー6として回答しておりますというのと、さらに津波防護対策が、の既設の施設の機能に与える悪影響や、
2:19:43	既設の施設が本来有する機能についてナンバー7の指摘事項に対する回答としてまとめております。
2:19:51	こちらについて前回のヒアリングのところから、変更したところを赤字で記載しておりますが、
2:19:57	今 74 スライドでなお書きのところに記載しておりますけれども、3号放水ピットの流路縮小工については、既設の機能に与える悪影響について、能力縮小工設置による放水ピットの容積縮小の影響だとか、
2:20:13	流路縮小工で草剥がれることによる施設管理への影響、あと既設の放水性への影響とかですね、この辺については今、確認中ですので整理の上、次回の
2:20:25	会合にてご説明させていただきたいと考えています。
2:20:29	続いて 75 スライドをご覧ください。
2:20:35	こちらへとですね前回のヒアリングで、全体の対策がわかるような概要のものを、
2:20:42	追加して欲しいということでコメントをもらってました。それに対して、今各流入経路に対してどういう対策を打つかっていうところを、全体がわかるようなものを表で示しております。
2:20:54	こちらの表の右側に、先行審査実績ということで整理しておりますけれども、基本的に支援個人審査実績がないものに関して、
2:21:04	次ページHスライド以降で、
2:21:09	施設影響等の確認を行っています。さらに防水兵器に関しては泊で特有の構造というところで、そちらについての整理を行っています。
2:21:19	76 スライドは、それぞれの対策がどこに設置しているかというところを示したものになります。
2:21:27	続いて 77 スライドお願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:21:31	こちらでは変更箇所として、あともともと対策の目的は記載してたんですけども、指摘事項に対する回答としては一対一になっていないというところ、指摘もらってまして期待する役割の方。
2:21:45	追加しております。例えばですけども3号炉の放水ピット流路縮小工に関してですけども、
2:21:53	こちらは、目的対策の目的としては、放水炉から津波が、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に到達することを防止するものですので、
2:22:04	期待する役割としましては、3号炉放水日の上端開口部に、コンクリートの3号炉放水ピット流車庫縮小工を設置することで
2:22:13	流量を縮小し、放水量から流入した津波が敷地に到達することを防止するというように期待しているということになります。
2:22:22	で、これらについて対策の目的、あと期待する役割がわかるように、図の方も一対一になるように、追加しております。
2:22:31	続いて、85スライドお願いします。
2:22:37	ここからが指摘事項7に対する回答になっております。
2:22:42	ここでも変更点としては、赤字で記載してる通り、もともと既設の施設の機器機能に与える悪影響というところのみの整理をしておりましたが、
2:22:53	既設の施設が本来有する機能というところを追加しております。
2:22:59	例えばですけども3号炉取水ピットスクリーン室の防水液については、紡績取水ピットスクリーン室の上端開口部に設置するものですので、
2:23:10	取水ピットスクリーン室は除じん装置を設置してプラントに供給される海水を、
2:23:16	じんかい除去して海水取水する機能を有すると。
2:23:20	また重大事故時には、可搬型、
2:23:24	大型送水ポンプ車の取水数とする方針として、
2:23:27	整理しております。
2:23:30	こちらについてもそれぞれ既設の施設が本来有する機能というのを図で、対図を追加して説明を
2:23:41	記載しております。
2:23:44	こちら、指摘事項六、七の説明としては以上になります。
2:23:49	何か、8番。
2:23:51	こっち。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:52	ちょっと1回切っていいですか。規制庁でちょっと1回切りますこれ。ちょっと待ってください。指摘事項六、七 74 ページちょっと見た時にですよ、この指摘事項は傍聴でのぞく津波対策。
2:24:06	例えばって書いてあるこれが我々が一番気にしているところで、流路縮小工だったり、あと今回もう取り下げることになるかと思う。この12号のところの対策。
2:24:18	これがー
2:24:20	したかったんですね。
2:24:21	今例えばのうちは後の12号の方はこれはこれからまだやるから、正直まだ、まだこれ回答できないと私思ってた、三郷流路縮小工。
2:24:33	こって一番聞きたいなあとと思って、74ページのこの赤で、なお書きで書いてるところ、いや我々が一番聞きたいところが、あれ、時間
2:24:43	介護って言うなんか、結局、じゃあこの指摘事項って、じゃあ、
2:24:49	一部すら、本当一部しか該当しないなと思ったんですよ、じゃあ今度、何だっけな、指摘事項回答一覧表と呼ばれる資料6。
2:24:59	1月12日版。
2:25:01	これのですね3、右肩3ページ目のナンバー7と8。
2:25:06	これ見たときですよ。
2:25:08	返事使い等、
2:25:11	できてないですね。
2:25:14	私が言いたいのは、
2:25:17	一部、ごめんなさい。
2:25:20	次資料6って、これ、1月12日版。
2:25:30	ごめんなさい土肥飯塚ちよがございます。何かちょっと。
2:25:35	まず、言いたいのは、これって回答、そもそもやる意味あるんでしょうかというのと、あとちゃんとこの指摘事項一覧表ってちゃんと見直しといたしますか、この2点をちょっと説明ください。
2:25:53	北海道電力の植原です。指摘事項No. 6及び7についてですけれども、
2:26:00	今
2:26:03	3号のルート縮小工につきまして、ナンバー、
2:26:08	特にNo.7ですね、こちらのついての回答というのが、今回、
2:26:15	できていない状況になりますので、
2:26:17	まず指摘事項に対する回答としては回答を本日回答というのはちょっと誤った記載かなと考えてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:26:29	1 一部回答ということがでか当方としても考えてございます。申し訳ございません。
2:26:45	井戸電力の高橋です。今回ナンバー六、七についても前回1回目のヒアリングにおいて、
2:26:55	事実確認をしていただいたところを、がありまして、その中で、その内腔断面の話とか、
2:27:06	その辺について、前回いただいた時から整理をかけていたんですけども、ちょっと12号のちょっと言い訳になりますけれども、
2:27:16	流路縮小工の方を優先して整理してまして、ちょっと今回間に合わなかったってということで、大変申し訳ないなと思います。さらに、回答を資料の方で一部回答っていうふうに修正。
2:27:30	していたと思ったんですけど、ちょっとそこが回答というふうになってるということで、大変申し訳なかったと思います。
2:27:39	規制庁チャンスそれはいいんですけどじゃあ、これやる審査会合で、次、まだ回答ができてないんだと私は思ってますね。
2:27:50	これは審査会合で何か議論ができる状態じゃないように思ったんですが、
2:28:00	北海道電力の高瀬です。今ご指摘いただいたところはおっしゃる通りかなと思いますんで、ちょっとこちらの記載について審査会后、
2:28:13	向けにどうするかってのはちょっと社内で整理したいと思います。
2:28:17	はい。わかりました。ちょっとうん。
2:28:21	そうですねちょっと。
2:28:23	ください。うん。
2:28:26	はい。
2:28:27	ちょっとこのNo.六、七に関して、もし何か、ここにさ、
2:28:33	何も書いて、
2:28:39	規制庁宮本ですけど、
2:28:42	該当がないっていうのは、それ回答を要は、
2:28:49	これちょっと審査と直接関係ないんですけど
2:28:53	これぐらい時間がかかってしまう理由っていうのがよくわからないんですよ。
2:28:57	これ前回会合いつでしたかっていう。
2:29:01	これいつの会合でした。
2:29:05	9月25ですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:29:07	今が1月で、9次次の次回に回答しようとして、3ヶ月かかってこの回答はつけれないってなっちゃうと、
2:29:15	先ほどちょっと話蒸し返して申し訳ないんだけど、1号の流路縮小工のことで、これの回答がつけれなかったっていうことは、実質的に審査の期間が延びていると。
2:29:28	工程は何ら短縮になってませんと。
2:29:31	なので、要は、
2:29:35	こういう状況。
2:29:38	ここ1、
2:29:39	今後も続けていかれるんですか。
2:29:41	要は何の意味もないこの回答を、
2:29:45	会合にできる準備が全く整わないっていうのが、
2:29:49	今後も続くんですかっていう、それだけ確認させてもらっていいですか。
2:29:55	井戸電力の高須です。今回の回答については1部分しか回答できなかったっていうことは大変申し訳なく思っております。
2:30:05	今後このようなことがないように、しっかりスケジュール管理してやっていきたいというふうに思いますので、こういうことがないようにしたいと思います。
2:30:29	ガイド電力の高橋です。こちらについてはそもそもの設計段階での指導を今ちょっと確認をさせていただいて、そこがしっかり
2:30:41	確認できてなかったのが今回ちょっと出せなかったんですけども、次回の会合に向けては
2:30:52	しっかりそこを整理して、提示したいというふうに思ってます。
2:31:09	今現在次の会合となると5月になりますけれども、あそこをだちょっと遅いっっちゃう感じがありますので、ちょっとここについては
2:31:21	他の介護とちょっと抱き合わせで、回答できるかちょっとスケジュール調整したいと思います。
2:31:37	次回会合っていうのは5月には回答できるというふうに今作ってたんですけども、ちょっと
2:31:46	はい、関事項の会長が、
2:31:48	5月に、
2:31:53	ちょっと遅いというふうに、はい。はい。
2:31:57	これ、
2:31:58	今回また指摘した8ヶ月。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:32:07	いや、わかった。
2:32:11	大変申し訳ありませんそこはしっかり回答できるように
2:32:18	今一度、過去の経緯含めて確認させていただきます。
2:32:24	規制庁の天田ですけど、ちょっと
2:32:28	時間がたってるっていう
2:32:31	何に時間がかかっているのかとか、今どういう状況なのかっていうのも含めてちゃんと説明していただく必要があるかなと思ってまして、
2:32:41	そうするとあれですか
2:32:44	74 ページの指摘は、3 号の流量縮小工が中心ではありますが一応例えば 1 号炉の流量縮小工とか、
2:32:56	そういうものも一部、あれですよ前半で説明されるっていうことですよ。会合の指摘事項の
2:33:05	冒頭、岡田さんからあった何が指摘が残ってて、
2:33:09	今回一部回答なのか全部回答なのか、残っているものはいつ説明されるのかということもあるので、ちょっとそのあたり、あんまり、
2:33:20	これもともと我々が都道課題論点だと思って、9 月なり、早い段階で指摘しているので、
2:33:29	それについていつ、いつごろじゃどう、ちゃんと説明するのかっていうのも、ちゃんと見えるようにしていただきたいので、
2:33:38	その辺りちょっと今日のやりとりを踏まえて、ちゃんと整理をしていただきたいんですけど、いかがでしょうか。
2:33:49	北海道電力の高橋です。もともと今回回答すべくちょっと準備はしていましたので、何ができてない、何が時間かかっているっていうのは
2:34:00	整理できますので、そういった形で整理をしたいと思います。
2:34:07	はい。規制庁のものです。
2:34:09	よろしくお願いします。あとは関連して、3 号の、
2:34:17	あれですかね悪影響については、74 ページ書いてある通り、ちょっとまだ現時点で整理できてないと。
2:34:24	ということなんですけど。
2:34:29	あれですかねこ、関連して※前回の介護資料の
2:34:34	介護じゃないごめんなさい。
2:34:39	12 月 20 日の
2:34:42	パワポで 53 ページで確認させていただいた。
2:34:45	指摘事項の回答について、
2:34:49	資料 7 かな、資料 7 の 30、30 ページの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:34:54	一番下で187番というのは、
2:34:58	あるんですけど、これももう本日回答と言いつつ、
2:35:03	資料に反映されてなくて、回答概要だけにしか書かれてないんですけど、
2:35:09	ちょっとこれもよく回答になってないといえますか。
2:35:15	衛藤。
2:35:19	きちんと整理をしていただきたいなと思うんですけどこの辺りあれですか最終的に、
2:35:25	どういうふうに整理されるのかまとめ資料で整理していただくのかとか、
2:35:34	衛藤。
2:35:35	ちょっと、後から説明される予定だったかもしれませんが、
2:35:39	基本的に指摘されたものはそのコメントリストでの会回答概要で、
2:35:46	進むという。
2:35:48	のはあまりないのかなと思うんですけど。
2:36:31	資料7の、ヒアリングコメント回答リストの30ページのNo.187一番下の案件です。
2:37:23	これ一般規制庁の、
2:37:26	天野ですけど
2:37:30	ですけど我々か、会合に向けて事実確認のヒアリングを2回やらせていただいてその中でちょっと不明な点は事実確認として、
2:37:40	確認してるので資料中、不明確な点があるのであればちゃんとその資料化して、整理していただくというのが基本かなと思ってますけれども、
2:37:53	ここに書いてある内容は何か新たに改めて整理をし直したというような趣旨にもとれるので、そうであれば、
2:38:03	そういう反映はされているのでしょうかという確認です。
2:38:13	北海道電力の高瀬ちょっと確認しますので、お待ちください。
2:38:45	北海道電力の植原です。
2:38:49	787番のコメントに対する海洋回答として現状
2:38:56	ここの回答概要に記載しているものが、審査資料というかパワポ資料なりまとめ資料なりに、反映できていないというところかなと思います。
2:39:08	こちらの記載内容についてもちょっと不足というかずっともう、あります。ここで示せるているわけではございませんので、きちんと審査資料の方に反映したいと思います。
2:39:24	はい。規制庁の天田ですよろしく申し上げます。私から以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:39:38	規制庁の伊藤です。まず、今のナンバー六、七に関連してなんですけど、
2:39:45	まず最初に、この多分ナンバーの番号が、パワーポート。
2:39:51	回答一覧表で、多分そこがあると思うのでそこは正しいほうに合わせていただければと。
2:39:58	思います。
2:39:59	ちょっと回答の中MEのところでも少し確認したいんですけど、
2:40:06	77 ページ。
2:40:09	の、
2:40:11	宿坊水撃のところなんですけど、損傷モードを踏まえた許容限界のところの中で、損傷モードの中に、鋼板及び躯体コンクリート、
2:40:24	ていう名称が出てくるんですけどこの躯体コンクリートって、具体的にどこのことを指しているかって、教えていただけますかね。
2:40:31	79 ページの I I 等で構わないんですけども、
2:40:51	えっと 77 ページの 3 号一瀬ピットスクリーン室防水引きの許容限界のところの躯体コンクリートがどこを示すかということで、すみません、本店、
2:41:05	と、
2:41:06	河村さん瀬谷さん、回答できますでしょうか。
2:41:10	北海道電力の征矢です。
2:41:12	ご指摘いただきました部分につきましては、79 ページの図をご覧ください。それさん声がちょっと小さいので、マイクを近づけてお願いします。
2:41:23	わかりました 79 ページの図をご確認いただきたいんですが、
2:41:27	こちらの方で防水兵器 RC 造となっている部分があるかとございます。
2:41:32	平面図ですとか、断面図の方に取水へ野望水撃 RC 造となっている部分があると思うんですけどもこちらが躯体コンクリートと、
2:41:41	呼んでいる部分になります。以上です。
2:41:45	はいありがとうございます。なんかどこが指してるのかっていうのがわかるように、多分これだけだと、
2:41:51	そこを指してるのかどうなのか、ちょっといまいち明らかではないので、
2:41:55	統一するなりしていただければなというのとあと、この止水部、
2:42:00	止水ジョイントっていうのが出てくるんですけど、この防水液に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:42:04	設置する止水ジョイントがどういったものなのかって、多分どこにも出てきてないのかなと思ってんですけど。
2:42:11	どっか出てきてますかね。
2:42:16	北海道電力の添田です。止水ジョイントについては、現在検討中で後仕様等は検討中ございまして、今後の審査の中でお示ししたいと考えております。
2:42:27	なので現状載っていないという状況になってございます。以上です。今後施設規制庁の伊藤で今後示すものがあるのであればそれもわかるように、
2:42:37	何か記載なりしていただければなと思います。
2:42:42	あともう一つ、79ページの図で、左側に貫通部。
2:42:50	被水豚、
2:42:52	を設置しますというのが書かれていて、これだけ見ると防水比木のRC造のところにつけるように思うんですけども、実際は構成のほうにつけるという理解でいいんですよね。
2:43:38	北海道電力の小林です。
2:43:40	貫通部し過ぎた付けるのは、透析の構成の方です。すいません、ちょっと矢印のところが間違っていました。修正させていただきます。
2:43:50	はい、ありがとうございます。
2:43:53	それともう1点なんですけど、
2:43:59	85ページ。
2:44:03	これについて全然回答しきれてないっていう話だとは思ってますけども、
2:44:10	その流路縮小工Aと12号の取水流路縮小工や、
2:44:17	12号の放水量逆流防止設備、
2:44:20	の中でその季節脳施設の機能に与える悪影響のところ、
2:44:27	何ですかね設計とし、
2:44:29	影響を与えないように設計するっていうような、
2:44:46	規制庁の伊東です。衛藤。
2:44:50	機能へ影響を与えないよう設計するというような回答になってると思うんですけどもこれ実際は影響を与えるから、なんか求められてる機能に影響を与えないように、悪影響があるから、
2:45:04	求められてる機能に満足するように設計するというような話、流れだと思ってるんですけどちょっと何か回答の仕方というか説明の仕方が悪いのかなと思ってんですけどこの点いかがですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:45:17	実際に設置することによる影響というのはあるんですね。
2:45:22	ただ、
2:45:23	機能に影響、何か悪影響を与えないような設計にするというような、何ですかね、説明の流れなのかなと思ってんですけど。
2:45:32	いかがですか。
2:45:34	はい。北海道電力の小林です。おっしゃる通りで流路縮小工を設置することによって、その開口が小さいってなる束なった場合には取水機能に影響がありますので、
2:45:47	それに影響を与えないように設計するというところで悪影響がないという整理になりますので、そこら辺明確になるように、
2:45:58	ちょっと記載のほうを修正させていただきたいと思います。
2:46:02	はい。私からは以上です。
2:46:09	規制庁藤原です。ちょっと1点だけ私からですねパワポの83分84で、棒、
2:46:17	何だっけな。C貫通部止水豚っちゅうのがあってですね。
2:46:21	何かこれ一の構造というのは閉止カップ
2:46:24	を何だっけな、フランジ継ぎ手に。
2:46:28	あとパッてつける。多分、何かこれがVD。
2:46:33	両者をキャップ等、継ぎ手をつなぐんじゃなくて多分メカニカルな、多分感じをつなぐんですかね。正直どういう形でこのキャップとフランジ式継ぎ手を、
2:46:43	接合させてるかという、メカニズムがわかりませんで、84ページの方を見ると何か何やら
2:46:53	医師、勝浜田の申請の一つ目の矢羽根ですか。この何とかの企画、金具と同規格だから、
2:47:03	信用してくださいっていうふうにしかなされてるんですけど、ちょっとごめんなさい私これだと全然理解できなくて、ちょっと今後説明いただきたいのは、どういうメカニズムで、キャップと、
2:47:14	フランジ付ついてをつないでいるのか、それがなぜゆえに地震とか、
2:47:23	津波に対して、外れない。
2:47:26	なんか、試験やるっていうかそれはそれでいいんだけど、それそもそもなんすけどメカニズムがちょっとわかんないので、そこをきちっと示していただくようお願いしますこの点いかがですか。
2:47:40	はい。北海道電力の小林です。今の83ページの図では、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:47:46	接続の仕方っていうところが明確になっていませんので、そこら辺の方をどういうふうにくっつけるかっていうところを、今後ご説明したいと思います。以上です。
2:48:00	はい。それではこのコメント回答の6と7に関して何か確認ございますか。
2:48:14	規制庁の天野です。6と7、7は、改めて整理をされるということなんですけれども、一応もともとこれ、
2:48:25	現地確認とか会合で早めに指摘させていただいた趣旨は
2:48:31	江藤、既存の、
2:48:34	本来、構造なり、機能が持っている役割を明確にした上でということなんで、
2:48:43	85 ページで、
2:48:45	改めて
2:48:48	左側で整理していただいているんですけど、
2:48:53	土佐3号炉の流路縮小工がそもそもここ2、
2:48:58	入ってないとかですね、それについて別途、
2:49:02	時間がかかるので次回会合以降というふうに、前の方には、
2:49:08	書かれているんですけども、74 ページですね。
2:49:13	で、前回だったと思うんですけどこの19ページの例えば、
2:49:18	右上の宇津で、ちょっと小さい伴会館から
2:49:24	衛藤水川
2:49:26	落ちているとかですね、こういった構造全体について、
2:49:32	こういうふうに全体を塞ぐことについて、
2:49:36	そもそも悪影響はない、ないんですかと。
2:49:39	本来、全体としてどういう機能を持っていて、こういう塞ぐことによってどういう悪影響があるのか、それについてどう、どう対応するのかっていうのをちゃんと全体整理してくださいっていうのが、
2:49:51	趣旨なので、
2:49:52	それについて、ちょっと時間がかかって回答が遅いというのも、
2:49:57	あるんですけど、ちゃんとその指摘の趣旨をキャッチしていただいて、
2:50:01	早めに速やかに対応いただきたいということなんですけど、そもそも33号の領域昇降も、
2:50:09	項目として85ページに入っていないとか、そのあたりちょっとして、指摘をまずちゃんとキャッチしてます。
2:50:16	かねっていうところを確認したいんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:50:21	北海道電力の高橋です。19 ページで今ご指摘のあった右下のところに ある、配管からの排水。
2:50:32	こういったことに関しても、今回回答としては準備をしてございま した。
2:50:38	先ほどもちょっと申しましたけれども、上部の内9段、
2:50:44	面のところがちょっと整理がつかなかったっていうのがございましたの で、今回ちょっと全部消えた形になってますけれども、ご指摘いただ いた内容については、理解をして準備をしているところではございま した。
2:51:01	はい。規制庁の天田です。今ちょっと繰り返しになりますけど審査実績 がない、対応されるということなんで、
2:51:13	速やかに対応よろしく申し上げます以上です。
2:51:17	工藤電力の高橋です。はい。その件について了解いたしました。今後い つご回答できるか整理して回答したいと思います。
2:51:31	はい。その他は六、七関係でよろしいですかね。はい。では次、ほぼ終 わってからすると89 ページですかねこの指摘事項No. 8、一応ちょっ と簡単に説明をください。
2:51:52	該当電力の上、
2:51:54	北海道電力の植原です。89 スライドから、主席事項ナンバー8というこ とで、3号炉耐津波設計における12号炉取水ピットポンプ室の浸水想定 範囲、
2:52:05	例えば津波時に1号炉の原子炉補機冷却海水ポンプの機能喪失を想定し ているかなど、君ゴールのプラント状態との関係でどのように整理して いるのかと。
2:52:16	ということでご指摘いただいております。
2:52:20	こちらについては、3号炉における12号炉のプラント状態を整理した上 で、SFPエリアの浸水想定範囲時の損失の想定について、整理してご ざいます。
2:52:32	90 ページですけれども、
2:52:34	こちらは前回のヒアリングの中で、この指摘事項がどの内容に対して行 われている、
2:52:46	指摘されたかという観点で、
2:52:50	9月29日の審査会合資料を抜粋した上で追記しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:52:56	最後資料においては、この右側の図の通り、循環水ポンプエリアのAに加えて、左側のメザーブエリアBの浸水想定範囲に含まれる形で示してございます。
2:53:10	そのため、今回積事項に対する回答を行ったということで、記載を追加してございます。
2:53:19	91ページにつきましては、3号炉の新規制基準適合性審査における12号炉のプラント状態ということで、
2:53:27	3号炉、12号炉、重複し、申請してございますが、3号炉を優先すること。
2:53:35	また、SA等の対応を検討する中で、12号炉のプラント状態としては停止中として、扱うことについて記載してございます。
2:53:46	92スライドお願いいたします。
2:53:50	92スライド及び記述3スライドについては、3号炉の新規制基準への適合の観点から、可能性、
2:53:58	まとめてございます。
2:54:01	前半は記載内容、そういうなく、前回から変更は、
2:54:06	6、
2:54:07	12号機の全かん水。
2:54:10	失礼しました12号機のSRPが、その3号炉の耐津波設計における津波防護対象ではないことを記載してございます。
2:54:18	また、先ほどの
2:54:21	流路縮小工のご説明でもございましたが、
2:54:25	12号炉大野、SWPを防護するための対策として、ドレンライン逆止弁等につきましては、自主対策として実施することから、3号炉の耐津波設計においてこれらの対策に記載しないということで、
2:54:41	自主対策である旨、明記してございます。
2:54:45	またこれらの対策については、12号炉の審査の段階で対策を確定して審査いただくことと考えてございます。
2:54:54	93ページになりますが、
2:54:59	今回一番、
2:55:01	3ポツ目としてまた以降になりますが、技術的能力1.14の電源確保の適合性に関する資料に関しての説明を整理させていただいております。
2:55:16	この中では、他号炉からの電力融通手段として、自主対策設備を用いて、12号炉の0時から給電を行う手順を整備するとしてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:55:27	3号炉の耐津波設計において、1-ⅣのSRPが機能喪失した場合、を考慮するので、12号のDGが機能喪失することについても想定いたします。
2:55:40	この状況で、万一3号炉に請願等が発生した場合においても、
2:55:45	技術的能力の中で選定した重大事故等対処設備により炉心を著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できることから、
2:55:56	次のページの機能喪失によっても、3号炉のSA対応に影響は与えることはない、整理してございます。
2:56:06	95、失礼、94スライドをお願いいたします。
2:56:14	94スライドでは、
2:56:18	まず12号機の観点からの整理ということで、まず既許可への適合所。
2:56:25	について記載してございます。こちらについては、記載内容について変更はございません。
2:56:33	⑤番として、12号炉の新規制基準への適合ということで、右側の図とも関連いたしますが、
2:56:42	1、当然、12号の新規制基準適合の観点からは、12号のSRPを防護する必要がございますので、ここに津波を遡上させない設計とする方針です。
2:56:55	そのため、3号審査の段階で自主対策としていた各対策については、12号審査の中で審査をいただき、
2:57:04	これらの対策の間接支持構造物の耐震性確保も含めて、必要な工事を実施することと考えてございます。
2:57:14	95ページですけれども、
2:57:19	まとめといたしまして、
2:57:22	まず12号のプラント状態についてですけれども、3号のSA及び大規模損壊代関わる対応を検討する中で、同時発災を想定した場合においても350、
2:57:34	への対応に影響が与えることがないよう、
2:57:38	12号のプラント状態としては定修として扱うことから、3号炉の耐津波設計においても同様の前提と考えてございます。
2:57:48	3号の耐津波設計において、サドル12号のSVPエリアにおける対策については、実施自主対策として実施することとしてございます。
2:58:01	これらの対策については、12号の審査の単位外でご説明する予定であることから、3号の体制の設計においては、SRPエリアは浸水することを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:58:13	考慮すること。
2:58:14	また、SVPについて機能喪失することを考慮いたします。
2:58:21	ご説明は以上です。
2:58:24	はい。規制庁藤山です。この説明の前にあった内容の反映ですか。例えば何か吹き出しがおかしかったりとかあと、12号に関するちょっとここまで書く、どこまでかかっていますがご検討いただけるようにします。
2:58:40	はい。もう結構です。その他、確認したいこととかございますでしょうか。規制庁があれ。
2:58:53	規制庁の天田ですけど、これ会合の指摘がですね65ページに⑧ということで
2:59:02	これ、ちょっと押す、おそらくというか、趣旨としては、
2:59:08	12号の補機冷のポンプが機能喪失しているように見えるんだけど、
2:59:14	別途12号を適合性申請している状況の中で、
2:59:21	どういう想定になってるのか。
2:59:24	そういう想定にしたらどう対応するのかっていう、そういう趣旨だと思うんですね。
2:59:29	答えとしては機能喪失を想定しますっていう。
2:59:34	ことではあるんですけど、
2:59:36	そうすると、じゃあ12号ってどうするんですかっていうのが、
2:59:41	ちょっと何も言及がなくてですね。
2:59:47	どうするんでしょうかと、申請されてるわけですよ定期的5。
2:59:53	さっき優先順位の
2:59:56	91ページの記載もあって、
2:59:59	あくまで同時申請されていて3号の審査を優先ということではあるんですけど、
3:00:07	取り下げ内容審査は続くわけで、
3:00:12	さっきのちょっと12号も含めた全体の、
3:00:17	審査期間の合理的な対策はどうあるべきかみたいな話もありましたけど、
3:00:23	ちょっとこれだと、
3:00:25	ちょっと対応がよくわからないんですけど、どうするんでしょうか12号は、
3:00:35	井戸電力の高橋です。今回のちょっと繰り返しにはなってしまうかもしれませんが、当然12号は申請してますので、12号の申請の時には、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:00:49	94 ページの⑤で書いているような内容で対応をしていくと。
3:00:56	で、今回はまさ、申請はしてますけれども、3号キーを優先して対応するってということで、また3号機の審査であるということ踏まえて、
3:01:08	まずは12号の適合性までは今回ご説明しませんので、
3:01:15	機能喪失するってことを踏まえて評価しますというふうに考えてます。
3:01:22	先ほど浜野さんからありました通り、当然これ12号機も申請してるんだから、そのまま審査は
3:01:33	この後も続いていくといったことをに対してきちんと回答できるようにというお話もございましたので、そういったことについては、
3:01:43	検討して回答できるように準備をしたいというふうに思います。
3:01:52	江藤。規制庁の天野です。わかりました。ちょっと95のまとめが、これまとめになってるのかっていう。
3:02:00	感じも話しますけど、
3:02:05	対応についてはバックありました。あと、
3:02:09	93 ページの
3:02:14	一番下の技術的能力1.14の電源は、
3:02:19	これはあれですか
3:02:22	12号の補機冷が喪失するんで、従って李。
3:02:29	ディーゼル発電機も喪失を想定しますと、そうすると、
3:02:33	AM策というか、SA対応としての連合基幹電源融通については、
3:02:40	できなくなりますということで、
3:02:44	手順は整備しない。
3:02:46	ていうふうにも書いてあるような気がするんですけど。
3:02:49	他方であれですね自主的対策として、
3:02:53	浸水防止部だとか、ドレンライン逆止弁とかは、
3:02:57	対応されるということであれば、
3:03:00	ちょっと今日、プラントのSAの担当の方いらっしゃるかわかりませんが、
3:03:05	基本的に、
3:03:07	PWRの多様性拡張とか、自主的対策設備というのは、
3:03:12	使えるものを、
3:03:14	であれば、その使える断面で、
3:03:18	自主的設備も含めて対応するってというのが、基本的考え方なんで、
3:03:23	この辺りのあれですか、1.14でのこの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:03:27	号機間融通についてはどのように整理されてるのかっていうのが、ちょっとこれ記載がないんですけども、というのと、その次、事故対応に影響を与えないってこと全然別の話をしていて、
3:03:40	あくまで号機間融通の手順の位置付けはどうするんですかっていうのが、
3:03:45	問いなので、ちょっと
3:03:50	指摘に対して回答がかみ合っていない気がするんですけど。
3:04:31	北海道電力の植原です。こちらの
3:04:35	自主対策としての
3:04:38	手順ですね、こちらを外すとか現時点で考えてはございません。
3:04:48	はい。規制庁の天田です。わかりました。はい。私から以上です。
3:04:56	はい。その他確認等ございますでしょうか。
3:05:01	よろしいですかね。
3:05:03	とりあえず、DBと深く関わりのある内容については以上となります。
3:05:20	規制庁宮元です
3:05:23	ちょっとさっき言い忘れたんですけど、ちょっと天田さんの方から言った内容とダブるんですけど98ページ以降これ書いてあるんですけど、
3:05:31	既許可のことが書いてあるんですけど、
3:05:36	要は、
3:05:38	よく確認してください。
3:05:41	ワードが、例えば循環水ポンプがないから、
3:05:45	本文5号にないとかね。
3:05:47	そうではなくて、機能として書かれてるものがあると思います。
3:05:52	その機能が結果的にテンパチになった時に設備面に変わるだけであって、
3:05:57	そういう目で見えていただかないと、
3:06:01	今のこの選別っていうのはただ単にそのワードがあるかないかでしかやってないと。
3:06:08	あくまでも本文5号ってのは機能で書かれているので、その機能の中に、最終的に本文5号で書かれた内容がテンパチで置いた時に設備に変わってると。
3:06:19	変わってからより詳細に書かれてると。
3:06:22	いうふうになってますので、
3:06:25	少しそういう意味だと、拾い方が甘いかなと思ってますので、そこはよく確認してください。よろしく申し上げます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:06:39	北海道電力の植原です。
3:06:42	ご指摘承知いたしました。設置許可の、本文5号に機能として書かれているものがあるはずだというご指摘で、
3:06:52	現状ちょっと検討が甘かった部分があるかと思しますので、検討の上、整理してご説明したいと思います。
3:07:06	はい。衛藤規制庁藤間です。それでは
3:07:09	これまでのやつに大丈夫すかね。はい。
3:07:16	はい。じゃあ、これから土建パートに移りたいと思います。
3:07:38	はい、じゃあ説明
3:07:41	お願いします。
3:07:48	北海道電力の青木から説明させていただきますと資料の方4番のパワーポイントの資料となります。
3:07:55	まず、66ページ、指摘事項No. 4に対する回答の説明となります。
3:08:02	こちらもこれまで同様種書きで前回ヒアリングからの修正事項を記載してございます。
3:08:08	まず66ページの回答につきまして、朱書きのところ、12号取水炉と、12号の放水炉についてはそれぞれ流路縮小工と、逆流防止設備、
3:08:19	を計画しておりますので、解析条件解析モデル整理中であるため、詳細については今後説明させていただきます。
3:08:27	続いて、
3:08:30	68ページをお願いします。
3:08:36	こちらをな修正事項としまして前回のヒアリングを踏まえまして、小池モデルと平面図断面図でどのような関係なのかわかりづらいというところで、
3:08:47	色をつけてそれぞれの対比するような形で修正かけております。
3:08:52	また、12535の修正に対しての意見も出るの考え方というところを69ページにそれぞれ掲載しております、設定の考え方、
3:09:03	については記載の通りになってございます。
3:09:06	同様に70ページに3号放水炉、71ページ、71ページに3号放水の、
3:09:14	ヘッド断面税に関するところ。
3:09:17	になっております。また、71ページの右側の表のところ、池モデルの考え方のところを掲載してございます説明。
3:09:42	北海道電力、北海道電力松尾です。では、72ページの、
3:09:52	貯留堰キーの高さを下回る時間の評価方針について具体的な内容並びに評価の適用性妥当性を説明させていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:10:02	まずスライド 72 ですが具体的な評価内容としましては、ちょっと前回のヒアリングのコメント、あと先行プラントの実績を踏まえまして周期の通り、ちょっと全般的に見直させていただいています。
3:10:16	結論としてはし、貯留堰天端高さ、TP-4 メーターを下回る時間の評価方針は、
3:10:25	取水口前面位置の水位時刻歴は系における、貯留堰天端高さを下回る葉系のうち、最小となる葉系の時間とします。
3:10:35	この際に、引き波時における除籍天端高さを超える一時的な水位上昇による水位回復は見込まず、貯留堰天端高さを下回る時間の
3:10:46	継続時間とすることで保守的な評価を行います。
3:10:51	下に評価のフローを書いていますけどちょっと具体的な
3:10:57	内容としては次の 73 ページを参照ください。
3:11:02	こちらに水位時刻歴は系のサンプルを載せています。
3:11:10	1 番目の引き波でトイレ堰の天端高さを下回る時間を Tワンとして、2 羽名でも、
3:11:20	天端高さを少しだけ下回るの T II と置いています。このときの Tワンなんですけども、下に拡大図。
3:11:29	を載せています。このときの Tワンの定義になりますが、
3:11:34	4 メーター TP-4 メーターを下回る時間が、
3:11:40	青線の下に出てるは形でハッチングしてる部分になります。
3:11:45	この中に青丸で書いてますけども、一時的な水位上昇が見られますので、この部分については、保守的に時間の評価としては保守的に見るため、
3:11:59	こちらはもう
3:12:01	プラスになりますけども無視して、かつ、時間としても、この-4 メーターを下回る時間から、
3:12:13	一時的な水位上昇を含めて終わりの
3:12:18	下回って最後、三嶋後の時間までをすべて含めた継続時間とすることを考えてます。この Tワンピースで最大値をとって、
3:12:29	この派遣に対する、
3:12:32	貯留堰を下回る時間を設定することを考えています。
3:12:39	こちらの評価方法につきましては、
3:12:44	考え方算出方法については先行実績と同様の評価方法となっています。
3:12:51	あとちょっと 73 ページの下の※書きになりますが、なお書きで、基準津波と入力津波側でパルスを考慮しない時間、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



3:13:01	という考え等、
3:13:05	を用いていますが、こちら基準津波側の方では、
3:13:09	原子炉補機冷却海水ポンプの取水下の水位に影響の大きい波源選定を目的としまして、その波源選定で捕集性を持たせるためパルスを考慮しない時間、
3:13:22	ていうのを基準津波側の方でご説明しています。今回、プラント側のポンプの運転時間の評価になりますけども、
3:13:34	こちらは取水口前面位置の水位時刻歴は計を用いて、ポンプの機能、運転可能時間に対する評価が目的となりますので、こちらは保守性としては、
3:13:47	一時的な水位上昇については全部
3:13:50	考慮するような形をとろうとすることで少しちょっと位置付けが違うということを補足で書かさせていただいています。
3:13:58	説明としては以上になります。
3:14:04	はい。規制庁藤原です。ちょっと感度解析と女性でぜひちょっと別個で質疑させていただきたいと思います。まず、感度解析の方からさせていただきます。
3:14:20	規制庁の伊藤です。
3:14:24	60、
3:14:26	感度解析。
3:14:34	68 ページですかね。
3:14:40	池9のところ貯水プールのところでちょっとお伺いしたいんですけども、
3:14:46	69の方を見ると排水管は、
3:14:50	貯水プールから取水ピットスクリーン室へと繋がる排水管は、モデル化しないということなので、
3:14:57	衛藤。
3:14:59	津波が遡上し、
3:15:00	してきて、ここの貯水プールに水が溜まったそのあとしていうのは、体にはめとかは、この貯水プールの容量を見込まない形で、
3:15:10	感度解析を行っているような、
3:15:13	そういった解析になるんですかね、1回ここに水が溜まってしまふとここの容量っていうのは見込めないと思うんですけど、一応そこを教えてくださいいただけますか。
3:15:24	北海道電力の青木です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:15:26	統合し、確認事項としましては、1ターンいけ9というところに水が津波がたまって、それが次の津波が来るまでに排水をモデル上期待してるかどうかというところの確認事項なんですけど、モデル上、こちらの、
3:15:43	排水管についてはモデル化しないというところを考慮しておりまして、そのため
3:15:49	このプールについては1番目が来て2は目が来て、どんどん溜まって食う状況になってきます。なので、解析上としては、この排水管によって、
3:16:00	そのたまった水が抜けていくってところは考慮していないというところになりますと回答は以上です。
3:16:08	そうすると、その池級の容量も、どんどん小さくなっていくような、そういったか形になるってことですかね。
3:16:18	藤モデル加納ちょっと細かい認識の修正かもしれない、しれないんですが、京急の容量としては一定になっていきましてその中に水がどんどんたまっていく。
3:16:30	水が水が溜まっていくってところはその池9のところの水位が少しずつ上がっていくと、というようなモデルになっております。と考え方は、同じ認識だと思っております以上です。
3:16:43	はい。わかりましたありがとうございます。私から以上です。
3:16:49	はい。規制庁です私の方からいくつか71ページの方を、
3:16:57	見ていただいてですね、これちょっと前回コメント等、ヒアリングとかコメントをしてまだちょっと未回答であるという形を理解した上でちょっと再度、
3:17:07	確認しますこのですね種数3号放水炉の津波が来ましたと、津波が来たらだからこの
3:17:17	海側から候補者急いで来るんですけど、多分その軽四に多分解析モデル上は、多分津波を入力して、
3:17:28	そんで、たとえ何だっけ、
3:17:32	いやホースー井が一に当然、津波の水位が上昇してくると。
3:17:38	当然池さんとか、池にも入ってくるような気はするんですけど、ある一定の水位だったですね、そういう状況ってというのは、
3:17:48	どうなんですかって、前回確認しましたんで、これまだ回答はされていないんですけど今現時点で、そこでどういうふうに今考えているのか、これ説明いただけますか。
3:18:00	北海道電力の青木です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:18:03	境界条件というところで軽四の放水工から、津波がどんどん遡上していくっていうモデルっていうところとそれに対して放水地の上部のところからも津波が入ったり出たりとかそういったところがあると思うんですけども、
3:18:19	その放水地の上部からの水のやりとりっていうところをどう考えてるのかっていうところの確認事項だと思ってますそれに対する回答としましては、
3:18:28	境界条件としてまず池井4のところ、管を入れまして、その結果、放水工と放水地の間の放流管というところ、
3:18:39	を通じて、放水地の水位が出てきます。その感度解析上の放水路のスイート
3:18:46	等、一方、その外部から放水地の上部に流れてくる水っていうところもありますのでその二つを比較した上で、その両者の、
3:18:57	流れを衛藤、
3:18:59	いつ、鶴公式等を使って、
3:19:03	その水位が整合するようなモデル化というところになっております。ちょっとざっくり言ってしまうとその放水地の上部からの流れ、流入流出を考慮したモデルというところを考えております以上です。
3:19:18	90 その後っていうのはまだ今後ちゃんと資料が行使される今回まだコメント回答未回答だけ一応そういう理解でいいですよ。
3:19:31	北海道電力は大きいですと現状の資料でそこまで詳細なところ、きれてないところになりますが、今後詳細を詰めていく中でそのあたりの記載を充実化させていただきたいと考えてます以上です。
3:19:44	はい。規制庁チャンスわかりました。つ津野。
3:19:49	尾辻なんすけど
3:19:51	前からのコメントで何ですかね、通常津波の
3:19:56	こういった解析。
3:19:59	ていうのはカン口、同じような管が連続してるとかあったらまあわかるけど、すごいなんか断面がすごい強い切っているところか或いは、
3:20:09	だって広がってるところっていうのは、ちょっと何か本当にそのモデルでいいのか例えば、
3:20:14	71 ページの平面図で
3:20:18	見た時にですねこの池野7って呼ばれるところに、上部の池6か。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:20:24	なんかこう水が起こちりな状態、何かwithを巻きそうな気もしないでもないですけど、もしかしたらその平面自由体積っていうのは、そこら辺を考慮できるのかどうかっちゃうのは、多分できるんだと思うんですけど。
3:20:37	要は言いたいのは前回コメントとして、無人解析等へんを用いなくていいんですかねと。
3:20:45	平面遅延解析だけで全部模擬できてるんですかっていうの、これに関して今現段階で、どんな状況か、これ、答えられる範囲で教えてください。
3:20:56	当北海道電力の青木ですそちらの点について前回のヒアリングにおいても確認されているというふうに当社認識しております、それについての回答が、今回の資料で反映できてないというところで今後回答する予定と、いうふうに認識しております。
3:21:14	ちょっとその件、
3:21:16	等にあたって評価が必要かどうかというところも含めて、今、検討中というところで、今後詳細なところを回答させていただきたいと考えております。以上です。
3:21:27	はい。規制庁藤原です。一応ちょっと今回は審査会合にこの資料が出るっていうことはちょっといろいろと確認するという項目もあろうかと思うんでその辺をまだ今後確認したいと思います。
3:21:37	ちなみに71ページの表の中のベント管、表の一番下にベント管があるじゃないかってこれ、4、3行目かな。そのため弁あいやベント管の
3:21:52	径がちっちゃいから影響がないので、考慮しない評価、或いは評価のモデル化しないって言って、さっきの貯水池の排水管と一緒に
3:22:03	話だと思うんですけどこれは何ですかね、影響が十分ちっちゃいということは何らかこう定量的に示されるご予定っていうのがあるのか、これを説明ください。
3:22:19	小さいというと北海道電力の青木です。当庫チラー津波の遡上としてモデル化として考慮しているところについては、ルール、この3号の麗々しく証拠についてはこの意見7って書いてあるところ。
3:22:34	の方の流量の方が大きいと考えておりましたそれに対してベント管っていうところの形が十分に小さいというところになっております。ここ、
3:22:45	評価としましては、
3:22:48	断面積、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:22:50	にくっついて、損失が変わってくるというところでこの断面積の大き さで損失が変わる。
3:22:57	両者が変わってくるっていうところになりまして菌田面積比較すると、 当然断面積が大きいほうが、その損失が小さいのでそこから津波が入 ってくるというところを考えておりますので、
3:23:09	そういった観点からもベント管からの流入が、
3:23:12	ここで考慮しなくてよいというふうに考えておりますと、定量的な評価 を今後されるかというところなので詳細はその際に説明させていただきます ます以上です。
3:23:21	はい。規制庁藤原ですわかりました今回の資料とまだ何か形だとか、ま だ全然ちょっとよくわからないので今後示されるということはい、理 解しました。はい。
3:23:31	そのついでにちょっと感度解析のちょっとまとめ資料でちょっとお伺い したいんですね。まとめ資料は、19年の12月22の、ちょっと渥美の方 の資料を、でちょっとお話しさせていただきます。
3:23:45	まとめ資料の添付、
3:23:48	5-
3:23:49	19 ページ。
3:24:00	あともう1回言いますね
3:24:02	タグが添付5って書いてあるやつ、
3:24:04	一番下の目次はページ数でいくと19ページになります。
3:24:11	ちょっと今、資料を探します少々お待ちください。
3:24:28	きちっと藤原です
3:24:31	ここ19ページに書いてあるのは3号取水施設の損失水投票というの で、いろんな、池田とか菅楼に関して、
3:24:41	今の流量とかは係数とか断面積とか、損失水頭とかいろいろ書かれて て、
3:24:49	ごめんなさい、これも何か前回コメン等か何か、事実確認したところな んですけども、この給食と嗅覚っていうのは、
3:24:57	要は津波の押し引きで何か何だっけな、どっちがどうなるかと、当然変 わるんですけど、そういう通水ケースも多分この両者で違っていると。
3:25:08	かわり行ってくると思うんですねこれって。
3:25:11	結局どうなんすかね使い分けを水流の向きが。
3:25:15	変わったらその損失係数をこう入れ替えるとそういうような処理をされ ていると理解していいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:25:31	当北海道電力の青木です。流れの向きが変わってこの九州地区と旧加来どっちを使い分けるかっていうところなんですけどもこの流れの向きに合わせて適切な給食とか嗅覚っていうところを、
3:25:44	損失として与えるところになります回答は以上です。
3:25:50	はい規制庁藤間です。ちょっとこの資料上何かそういうところがちょっとあんまり見当たらなかったんでそこをちょっとわかるようにしていただけると、
3:25:57	より説明性向上しますが、いかがですか。北海道電力の青木です。記載について流れの方向で旧式計画どういうふうに与えているかっていうところ、わかりやすくなるように記載の適正化図りたいと思います。以上です。はい。規制庁藤原です。あとこの表の中でちょっとごめんなさい。これ、
3:26:15	この表の目的がござい私ちょっと理解できなくて、この水路ナンバーワンとか、これ例えばなんすけど損失水頭というのが、全部0になって、取水槽のところ、これ多分何か池ごと呼ばれる、鉛直方向の意見ですかね。
3:26:30	こっちの方は何かの損失1がバーになってて、ちょっとこれがわからないのが、なぜ鉛直方向の駅がバーなのか。
3:26:39	それ以前にあれなんか損失水頭でなんで0だけとかで、もしかしたらこの流量、
3:26:45	流量は、
3:26:48	これは何だ。
3:26:49	そもそもこの表はあれですかね、通常運転、通常運転っていうかな。
3:26:56	何らかの状態を仮定したときの流量と損失水等、
3:27:01	要は私岸野はこの批評で津波で用いるものだと思っていたので、要は津波に関するもの。
3:27:09	ではないというそういう理解ですか。いやそうやったらそういうふうにちゃんと書いて欲しいなとちょっと思っただけなんすけど。
3:27:15	北海道電力の青木です。
3:27:19	19 ページの損失水頭表のところの下のところ注釈の※値とかを、※に書いておりました、
3:27:27	条件算出するにあたっての条件なんですけど、流量によって損失っていうのが変わってくるというところで、どういった条件でこの損失水頭表を作成しようかというところで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:27:40	ポンプの流量を用いて算出しているというところが正直なところになります。流れる方向についてはポンプの流量なので、
3:27:49	取水、
3:27:51	そうですねポンプの流れの方向についても、津波の遡上する方向を整理して考えております。また表の中の0と書いてあるところなのですが、ここについてはポンプの流量だと損失がとても小さいので、
3:28:05	この有効数字の3桁で見えていくと0というふうに見えているというところになります。
3:28:11	また池モデルの池5のところでもバーに書いてるところについては、このポンプの流量っていうところだと、
3:28:20	衛藤。
3:28:21	具体的には中間スラブとか天端の開口部っていうところにその水がかかってこないで損失はまだ発生しないと、いうところにバーになってきております。
3:28:31	事実確認として回答しました以上です。はい。規制庁島様。事実として理解しました。で、ちょっとこの損失水頭表というところの、
3:28:42	一番てっぺんの表6-2で損失水頭表で括弧でこれはどういうふうな状況の要は津波じゃない、津波じゃないですよっていうのをちょっと、
3:28:53	明確に書いてもらってるからちょっと何か、いやちょっと混乱をしてみましたんで、
3:28:59	北海道電力の青木です先ほど口頭で説明したところが、注釈として書いているんですけど読み物としては読み取りづらいというところの指摘かと思しますのでそこがわかるような形で修正したいと考えております。以上です。
3:29:14	はい規制庁藤原ですわかりました。私の方がもう1点だけ感度解析で、同じ添付の5-2ページ、大分ちょっと戻っていただいて2ページに、
3:29:25	行っていただいて、
3:29:29	ここで感度解析の計算条件が示されて、下から1235回の付着しろっちゃうのが、ここで書かれてるんですね、10センチメートルを考慮で※3で、
3:29:41	この何らかの
3:29:44	読み物に基づいて設定してますってなってるんですけども、
3:29:50	ごめんなさい、お礼さん、前回なんか言ったかもしれないけど
3:29:54	先行プラントで、もうちょっと何かこれは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:29:57	何か細かい内容を書いているのもうちょっと細かい内容を書いていた いただらいのかなど。例えばですね、実際にこう、除外とかされてる んだったら、
3:30:08	その時の状況から、こんなですよ。でも、
3:30:12	今のこの設定実践値が保守的なんですよとかですね、そういうのはちょ っと説明が、何がしか欲しいなと思います。
3:30:20	或いは、除外するにもなんか、何かある期間内でやって、とかです ね。
3:30:27	そういうのは、実際の運用とあと、その想定してる条件の保守性、その 辺ちょっと、もうちょっと書いて、
3:30:35	いただいたら、先行プラントさんいかがですか。北海道電力の青木です この階の付着後について、モデル上の設定としてはここに記載の通り、 電力土木技術協会 199 を、
3:30:48	に基づいて設定しているというところでもこの設定に対する保守性とか 妥当性っていうところの説明にあたって、他のサイトを参照にした上 で、あと実際に、
3:30:59	点検だとかそういったところから保守的な設定になってるかっていうと ころについて江藤資料補充を追加したいと考えております以上です。
3:31:09	はい。規制庁城ですわかりました。はい。では管路解析に関して、
3:31:13	いかがでしょうか。
3:31:15	よろしいですか。
3:31:17	じゃあ次、貯水堰に移りたいと思います。
3:31:20	貯水堰はパウポのほうでいきます。73 ページを開いてください。
3:31:29	73 ページ一応説明内容はよくわかって先行実績と同じですねっていうの ははい、理解しました。
3:31:37	ちょっとだけお伺いしたいのが事実だけなんすけど、この
3:31:40	73 ページの左下の図の拡大図の中で、一時的な水位上昇というところ で、滝井湾という文字の下にやや大きめの波があって、
3:31:51	今一時的っていうふう判断した理由っていうのは、多分これはもうそ の上の拡大する前の図を見たら、すごいなんかおっきな波があって、そ のおっきな波は超えない。
3:32:03	というようなある程度、
3:32:06	ちっちゃなみいいますそれはあまり何か定義を求めているものですが一 応そういった理解でいいですかね。
3:32:14	北海道電力松尾です。衛藤上野全体のは形で見ますと、拡大。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



3:32:21	で見ると大きい。1時一時的な水位上昇なんですけども全体と見ると、引き波時で、T P 0 以下にもなっていますので、こちらについてはもう、
3:32:34	引き波における一時的な水位上昇というところで判断しています。で、先行さんの記載の名を確認させていただいたんですけどもちょっと明確に
3:32:49	時間とかどの程度何メーターがあつたら、一時的な水位上昇とか明確に記載してる、先行実績はなかったというところは確認しているので、
3:33:01	一応、引き波時におけるというところで考えています。
3:33:07	規制庁千原です考え方についてははい、わかりました。ちなみにこの73ページの下の米印のなお書きで書かれてる内容ですかね。
3:33:17	これは基準津波側では水位に着目した時間は、
3:33:25	考えていないという、
3:33:29	こと。
3:33:30	でよかったですかね。はい。多分そういうことですか。
3:33:35	それからそれでハザードカーに関しては、一応ちょっとプラント側でこういった時間で評価するっていうこと、これ、説明をされるご予定かどうか。
3:33:47	或いはプラントから一応こういう形で、シス性の評価をやることになりました。
3:33:52	ていうのはちゃんと衛藤説明されるかどうかだけちょっとお伺いします。
3:33:58	北海道電力松尾です。プラント側では時間に着目して評価した後、今後入力津波確定後のポンプの運転可能時間に対して評価させていただきたいと考えています。
3:34:14	佐瀬が説明いたします。
3:34:18	はい。じゃあ、プラント側でこういったキーワーンという時間で評価するというのはちゃんときちっと説明を送らしていただけるようお願いいたします。ちなみにですねこの米印のところの2行目の血の方で比較を行う。
3:34:33	って書いてある内容、これって、
3:34:35	本当のトップだとかどっちかで説明をする予定何となくハザードカーかなとちょっと思ったんですけど、これは、
3:34:42	どっちで説明するつもりなんすかね。
3:34:51	北海道電力待つそうです。2行名の後半なんですけどもこちら耐津波設計としてプラント側での説明となります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:35:06	はい。
3:35:07	今、プラント場では、
3:35:09	説明をいただけるとのことですかね。はい。
3:35:12	一応、多分中里側にも何か説明した方がいいような気はしないではないですけど。
3:35:18	その辺もう1回ちょっとご検討ください。はい。
3:35:23	と、あともう1、
3:36:03	少々お待ちください。
3:36:40	安保さん、規制庁ちゃう何でこんなこと言ったかという、企画をやる目的が事全然わかんなかったんです。
3:36:47	これ、何を比較して何を目的に、
3:36:51	何を目的とされてるんですかねっていうところが、要はハザード側で決めた。
3:36:57	波源が、
3:36:58	要は、
3:37:00	プラント側でも使えるんですよっていう説明をしたいのか。
3:37:03	それとも何かもっと別の目的があるのかっていうのが、ちょっと目的は何を比較、目的として引っかけていたっけ。それによっては当然、何か違うと思うんですけどいろいろです考えること。
3:37:31	当北海道電力の青木です。まず基準津波側で何しているかというところの説明ですがこちらについては、波源を選ぶということが主な目的になると考えております。
3:37:43	耐津波側の評価というところで大きく二つの評価あると思ってます。目的という、姿勢可能かどうかというところの大きい目的は同じなんですけど評価の仕方は二通りある。
3:37:57	と考えておまして、73ページの※で注釈で書いているところの2行目のところでまず、管路解析を実施しましてポンプ1の入力津波の水位を設定します。
3:38:08	でそのポンプ1の入力津波の水位とポンプの取水可能水位の比較っていう観点から、取水できますというところの評価がまず1点、それにプラスアルファ。
3:38:20	こちらのスライドで書いております取水口前面位置での葉系を用いて、そちらがポンプの取水可能時間と比較して十分に長いというところを示すというところで、この二通りで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:38:35	ポンプが取水できるよっていうところを耐津波側で説明するということを考えております。藤。以上です。
3:38:53	はい規制庁、鶴安保。そういうことですねわかる米印のなお書きがですね、これが、
3:39:00	何だっけな、基準津波の評価で用いてる云々かんぬんが、これを目的と2冊中算出したものである。だから私これ、
3:39:09	ハザードの話言ってるんだと勘違いしました。だったらこれ※1と※2でちゃんと分けて、※1についてはハザード側はこうやってます。
3:39:20	※2で、今後それとは別で何か比較、
3:39:24	するって言ってるんですかね。
3:39:37	わかりました。ちょっとわかりにくいのでそこをちょっともうちょっとわかるようにしてください。ちょっと勘違いします私、いいですかね。北海道電力松尾です。コメントを踏まえてちょっと記載の適正化をさ、したいと思います。
3:39:56	はい。もう1点だけ、この資料5-3、これは次去年の12月22で出された、A4縦の資料で
3:40:08	なんですけども、これの、
3:40:11	1ページ目のですねフローがあるんですけど、
3:40:15	ここでちょっと今、用語だけなんすけどねこのフローの一番上に、基準津波側で選定された入力津波、これ。
3:40:24	なんかちょっと違う気がしてですね、パワポの72ページ見ると何かこれまた別の名称になっていて、うん。要はパワーポとこれ、
3:40:35	該当するやつと整合してくださいっゆうのと、あとそもそも論としてこの5-3の基準津波側で専決され、入力してプラント側で設定するか、
3:40:45	作るかですね、ちょっと要望だけ適正化いただければいいですか。
3:40:51	北海道電力松尾です。10日本資料と、12月に出した資料でちょっと言葉が違うところがありましたのでパワポの方が最新是正となるので、
3:41:04	記載のほうを修正させていただきます。
3:41:08	はい。じゃ、貯水堰に関しては私以上ですがその他は、
3:41:18	規制庁の石田です。
3:41:21	73ページについてお伺いします。今はちょっと、
3:41:28	指摘のあった、なお以下のところの話再確認にはなるんですけども、2行目のところですね、結局これは
3:41:39	入力津波を設定する。つまり、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:41:44	そのの、
3:41:46	津波高さ、
3:41:48	というか、高さをまず出して、それに対して、ポンプ側の取水可能水位、水位をまず算出してそれに対して、
3:41:58	ポンプ側の取水可能水位の高さと比較して、
3:42:03	取水可能水位よりも、実際の入力津波の水位のほうが高いということを確認して、じゃあポンプは運転できますねっていうことを、
3:42:13	やっていますと、いう理解をまずしましたけどそれによろしいですか。
3:42:22	北海道電力の青木です。とその評価、これから実施するというふうを考えております。以上です。その評価をするんですけども、評価をして、
3:42:32	ポンプ、ポンプが取水運転可能水位、ポンプの運転可能水位よりも、実際の水位が上にあることを確認しますということをして今後やる。
3:42:46	ということによろしいですか。北海道電力の青木です今後評価いたします。はい。
3:42:53	それで、
3:42:56	随分前に一度伺ったことがあるんですが、
3:43:00	別添添付の資料の9です、
3:43:06	何だっけなこれは、
3:43:08	海水ポンプの水理試験についてというので、取水最低取水の考え方というので、試験をやりましたというので、
3:43:17	限界水位何とかTP-何とかという数字を書かれているものがあって、ここまで運転をすることが期待できますっていう書かれ方をしているんですけど、
3:43:32	これを
3:43:34	まず設計取水はもっとずっと上にあるはずなんですけどポンプのですね。
3:43:39	まずそこを使わない理由は何かという話と、
3:43:43	この限界取水まで持ってた時に、ポンプの
3:43:49	取水特性変わって流量減るはずなんですけどね、その影響ってのはどういふふうに評価されてるんでしょうか。
3:43:59	ちょっと今資料を確認し、いたしますので少々お待ちください。
3:44:45	あ、すいません。
3:44:47	まとめ資料の中に添付されていた別添1-添付9というやつですが、
3:45:23	規制庁石田ですその時点でご説明いただいているようであれば、ちょっとそこを教えてください。
3:45:34	北海道電力で少々お待ちください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:46:07	北海道電力の小林です。
3:46:09	設計課の水位っていうのはもっと高い位置にあって、それはわかってるんですけども、今の入力津波の解析結果が出ていないので、
3:46:20	保守的に、実際のポンプの機能として、どこまで取水可能かっていうところを、保守的に今の段階で確認していて、
3:46:32	それで問題ないっていうところを、今の力の
3:46:36	確認しているというところで
3:46:38	下限値っていうのを試験で確認しているというところですよ。
3:46:52	じゃあ規制庁に、
3:47:22	あ、規制庁の石田です。はいわかりました。えっとですね。
3:47:26	これ、保守的っていうのは、ポンプがずっと、水位が下がっても、どこまで運転できるかっていう、ポンプ性能の限界を見るという意味ではわかるんですけども、
3:47:38	決して保守的ではなくって、取水流量どんどん減ってきますので、そこをどう 100、評価されても問題ありませんかって話短時間だから、流量、
3:47:50	取水量は減りますけれども、そこは
3:47:54	系統的にっていうか冷却機能的には問題ないんですけどっていうような評価をされてますか、されますかっていうこと伺ってるんですが、
3:48:12	はい、北海道電力の小林です。
3:48:15	このポンプの流量としては確保できることは確認しております。
3:48:23	定格流量は定格流量で、じゃあ、それはまた詳細については、入力津波が決まったときに、
3:48:31	ご説明いただければ、
3:48:33	お願いいたします。
3:48:34	はい。北海道電力の小林です。承知しました。
3:48:39	すいません。それとあと 1 点、同じく 73 ページのなお書きのですね、3 行目のところで、
3:48:48	これ、この
3:48:49	最後の異なるっていうのは何と何を比較しての異なるって言うのかちょっとわかんなかったんで、
3:48:55	もう一度ご説明いただけないでしょうか。
3:49:03	北海道電力松尾です。衛藤。
3:49:07	ちょっと対象が記載、3 行目に記載されてなくて申し訳ありませんが基準津波の評価で用いてる。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:49:16	評価の方でこれ、こちらの方は波源の選定を目的としていますので、3行目の、
3:49:25	ポンプの運転可能時間に対する時間に対する、
3:49:31	すいません基準津波側波源選定を目的として、
3:49:37	薄井に対して、江藤取水可能水位に対して影響の大きい波源を選定目的としていますこちら水に対するの評価になります。で、
3:49:48	貯留堰の
3:49:51	下回る時間についてはポンプの運転可能時間に関するものなのでこちら時間に対する評価というところで、対象が値異なるというところで、ちょっと記載がちょっとわかりづらくて申し訳ありません。
3:50:05	規制庁の志田です。そうすると、
3:50:07	あれですか波源が異なるんですか。
3:50:12	この場合は、貯留比木
3:50:15	引き波の、
3:50:18	貯留堰を下回る雨水の時間が長くなるような、
3:50:23	波源を選定してる。
3:50:25	という、
3:50:26	ことですか。
3:50:28	異なると言ってるのは、
3:50:53	社内確認中ですので少々お待ちください。
3:51:04	藤北海道電力の青木です。当庫名注釈のところの一行目っていうところ、基準津波の評価の考え方なんですけどこちらの目的については、ポンプ位置での推移。
3:51:17	に着目して、大きく厳しくなるような波源の選定を目的に算出したものでありますので、取水口位置の、
3:51:27	ポンプの運転可能時間に対するものとは、評価が異なっているというふうに考えております以上です。
3:51:41	規制庁、規制庁の石田です。それは、異なる波源が異なってるってこと言われています。
3:51:55	北海道電力の奥寺です基準津波で選んだ波源でもって、耐津波設計方針の
3:52:03	管路解析なり評価を行っていくってことを言ってますので、耐津波設計方針で使用する波源というのは基準津波で選んだ波源と同一です。以上です。
3:52:18	評価位置が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:52:21	小何々が小、
3:53:02	そう踏み切らないっすね。
3:53:04	もしそうだとしたら、その上にずれt案を出すときに、
3:53:09	そこんところをくくってTワンとして評価してますよっていうのと、実態は、そうでは、保守的にTワンというふうに作っていますけどそれは、実態の水位変動とは異なっていますっていうことをもって、
3:53:24	異なると言われてます。
3:53:26	いずれにしてもですね何が異なるのかよくわかりません。
3:53:35	なのでちょっとそこは、
3:53:38	もう少し丁寧に、
3:53:40	書き加えていただけないですかね。
3:54:40	あの、
3:54:48	規制庁ね、規制庁の伊勢ですけど。
3:54:52	うん。
3:55:54	北海道電力奥寺ですこちらとしてちょっと丁寧に書いたつもりだったんですけども、まさにどう評価します。コメントに対する回答としてはこの
3:56:04	なお書きいらない部分がこう評価しますって考えてるのが我々の考えです、
3:56:10	米印、今のやりとりですと、かえって誤解を招いてるかなと思いますので、削除を含めて検討します。お願いします。規制庁石田さんお願いします。少なくとも、最後の一行は、
3:56:22	非常に混乱するというか、わかりづらくなりますので、
3:56:26	それも含めて、どういう記述にするかはご検討いただければと思います。よろしく願いいたします。
3:56:38	はい。その他女性付関係について何かございますでしょうか。
3:56:42	よろしいですかね。ちょっと時間が大分押してきましたがやっぱ、
3:56:47	まとめ資料についてもちょっと幾つか確認したいことがあるんでちょっとついでに、
3:56:52	言っちゃいたいと思います。まとめ資料なんですけども、ちょっと最近、田井さんのまとめ資料がですね、
3:57:00	これちょっと全体的なんすけど、前回出したヒアリングからの変更点っていうのが何か見え消しで示されてないんですよ。そこはちゃんと見え消し、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:57:10	とか要はわかりやすいような感じにするとか、そういうふうにならなくて、 やっただけですと、私なんか実は前回のヒアリング資料と 1枚1枚めくって、
3:57:21	うん、これは変わってないかってないって、
3:57:24	すごい、審査の効率化の妨げになります。したがってこれについて は、きちっとまとめ資料については前回から変えたことは、
3:57:35	ちゃんとわかるようにしてください。この点いかがですか。
3:57:44	北海道電力の植原です。大津野設計のまとめ資料につきましてちょっと 前回からの修正履歴、現状、横棒だけだったかなと思います。
3:57:56	明確になるように、今後対応していきたいと思っております以上です。
3:58:01	はい。規制庁布田です何か横棒のないような書きとかどこにコールかち ょっと何かわかんないしいやそこはちょっとわかりやすくしてください。
3:58:12	伊藤さん次ETですか。
3:58:16	議長の井藤です。まとめ資料に関してはちょっと事務的な話でもう1点 だけこれ資料番号今、
3:58:24	この
3:58:26	管理番号みたいなものだけがちょっと記載されてるんですけどヒアリン グの資料番号として幾つなのかっていうのも、ちょっと記載していただ きたいなと思っておりますが、まずそれ位。
3:58:37	よろしいですかね。
3:58:38	今回の資料で言えば多分資料5になると思うんですけど、
3:58:48	北海道電力の植原です。ご指摘承知いたしました。今後対応いたしま す。
3:58:54	はい。お願いします。江藤季沙飯野、まとめ資料の記載のところなん ですけども、
3:59:02	別添1の、
3:59:03	今回のまとめ資料ですね。
3:59:07	資料5の
3:59:10	まとめ資料の別添1-2-2-3。
3:59:28	最後の記載なんですけども、
3:59:32	麻生です。別添1-2-2の3ページ目。
3:59:38	最後の米印の記載なんですけど、3号炉の許可の申請においては、その 12号は

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



3:59:49	停止を前提としたっていう話だったと思うので、通常運転時を想定したような記載っていうのは、少し合わないのかなと思うんですけども、小高は、
4:00:01	この記載で大丈夫なんでしたっけっていう確認ですけど。
4:00:09	北海道電力の上原です。確かに12号機については、停止を前提として立法でここでは、ASR通常運転SRP通常通り運転してございますのでこういった記載をしてございました。
4:00:24	ただ記載の適正化を含めて、今後検討したいと思います。
4:00:31	ちょっと前提とそごがないような形で、記載していただければなと思います。
4:00:38	あと
4:00:41	前、2点ぐらいあるんですけど、
4:00:43	別添1-2-2の、
4:00:47	28ページ。
4:00:58	12号の原子炉補機冷却海水放水ピットのちょっと断面図のところなんですけど、
4:01:05	ここのTP+10.3メートルのところ、
4:01:10	2、この点線がちょっと入ってるんですけどこれって、
4:01:14	何、何なんですかね。もし、
4:01:17	何ですか開口見たいのだったらここが流入経路になったりしないのかっていう確認なんですけど。
4:02:45	そうです。
4:02:47	北海道電力村島です。今ご指摘いただいているところ5条別添12の2-28の、
4:02:54	図2-2-21の断面図でのご指摘かと思います。津波の流入経路としましては、補機放水炉から、
4:03:04	さかのぼってきたものが、配管の中に入って行って、ラプチャーの中に、ラプチャーの手前まで到達して敷地に出るというような経路を想定していますけども、
4:03:17	本日まで説明した、逆流防止設備をつけることによって、この形渡戸断たれるという状況で、上流側で止めることになりますので、
4:03:29	ここの記載に関しましても、今後適正化するというところで、この絵がいらなくなるっていうことになるかなと思います。
4:04:02	規制庁の伊藤です
4:04:04	まず、多分、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:04:08	逆流防止設備とcaつける前段階で流入経路を特定した上で、多分そうい った対処をすることで、そこの流入経路から、津波が入ってきませんと いう説明になろうと思うんですよ。その一番最初の、
4:04:22	ページ数でいうと別添 1-2-2 の 11 ページ。
4:04:30	この表の 2-2-2。
4:04:32	海域と連接する経路っていうところで、す、津波が入ってくる経路が網 羅的に抽出されているものと理解してます。
4:04:43	経路が、今検討している逆流防止設備とかで、上流側が一気になくなり ますっていうのはそれはそれで結構なんですけども、
4:04:53	そもそもこの経路として挙げる部分に、先ほどの
4:04:59	ピットの
4:05:00	点線部がもし開口だったらくちやディスクの経路だけじゃなくてこっち も上げられるべきなんじゃないかっていう確認だったんです。
4:05:18	ガイド電力の植原です。12号の方制限については逆流防止設備によっ て、津波防護しますが、その前段階の、
4:05:27	の舷灯として、津波の流入経路の抽出の観点から、現状、ラプチャディ スクについて記載している状況ですけれども、
4:05:38	この今、図 2.2-21 の中で、他に流入系とろうとして考えるものがある のであれば、そこについても 11 ページの方には記載するようにしたい と思います。以上です。
4:05:53	はい。規制庁伊藤です。よろしくお願ひします。あともう 1 点なんです けども、
4:05:58	別添 1-2 の、
4:06:00	4 の、
4:06:01	13、
4:06:06	貯留堰のページなんですけども、
4:06:10	今私の理解ではこの
4:06:14	貯留堰の前についての衝突防止工っていうのは、貯留堰の一部であるっ ていう認識でいるんですけども、
4:06:21	それが読み取れるところが多分、
4:06:25	添付の 26、
4:06:28	ちょっと今日の資料にはついてなくて前回の資料についてるんですけど その、
4:06:32	部分的な、
4:06:35	わずかなところでしかちょっと読めないの、もう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:06:40	何ですかね、衝突防止工が貯留堰の一部だっていうのがわかるように、適切な場所にちょっと記載していただきたいなっていうのがあるんですけども。
4:06:51	この点いかがですか。
4:07:11	北海道電力の植原です。承知いたしました。反映いたします。
4:11:06	はい、北海道電力の植原です貯留堰と防止工について施設区分も含めて再度検討いたします。以上です。
4:11:21	56名。
4:11:25	いや、何か。
4:12:08	規制庁藤原です。私の方から続けて、5条別添1-2-4の、
4:12:15	37ページ。
4:12:21	別添1-2の、
4:12:25	4の参事。
4:12:31	この37ページのこの貫通部止水処置ノーなんだろう。
4:12:36	コーキングタイプの考え方これなんかあんま先行のの許可の資料であんま見かけなかったんですけどこれはあれですかね何か。
4:12:43	どっかのプラントを参考にされたんですかちょっと説明いただけますか。
4:13:04	もう一度質問をお願いします。はいこの5条別添1-2の4-37ページに貫通部止水処置がありますので、貫通部止水処置の中、従前だったら要はモルタル。
4:13:16	とか、言っているコーキングタイプなんかあんまり、
4:13:22	いや、うん、小野川富田ことはないんですけど、許可の段階ではあんまりこう見る見なかったんですね。
4:13:28	このようは何かふたと構造物の間にシール材を設けて、設置スルーのが1泊では、
4:13:39	出てくる。
4:13:40	ですけど、こういったらせんこんなのありましたっけ許可の資料で、
4:13:45	私どもでこれ事実確認に近いんですけど北海道電力の小林です。一応公金これ閉止板があって、
4:13:53	ウオーキングしているような、コーキングっていうのがボルトのところですね。
4:13:58	とか貫通部のところをコーキングしているというものなんですけれども、これは一応、先行でも実績のある貫通部止水処置でして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:14:07	もしかすると名前が閉止板タイプとか、そういう名前を書いてるかもしれないので、ちょっとそこは先行のか記載にちょっと合わせたものにしたと思いますけれども、
4:14:19	泊独自の貫通部止水処置ではないです。
4:14:23	わかりました。ちょっとその先行のプラント名ちょっと後で教えてもらえますかね。ちょっと1回私も見てみますんで。
4:14:30	はい、承知しました。
4:14:32	あとですね5条別添1の添付26の、
4:14:38	13ページ。
4:14:44	26-13ページで、これワー
4:14:49	潮流関井のところの、何だっけな。
4:14:55	構造ですかね、要はし、護岸コンクリートのところにはこういった何かごっつい鋼材をつけてです。
4:15:04	それと貯留付の相田止水ゴムでつなぐと。うん。
4:15:07	こう理解しているんですけどもちょっとお伺いしたいのが、
4:15:10	そもそもこのなんだろう、コンクリートの護岸コンクリートと、あと底盤コンクリート、これは私なんか全然別の構造、独立した構造というふうに理解しててですね。
4:15:23	例えばその隣に、その次のページ14ページを見たときに、
4:15:27	この護岸コンクリートっていうのは、実際図の11ですかね右側の図で、これ護岸コンクリートの左側には土が名簿と資料があって、液状化とか、もし仮にした地盤があったら、
4:15:41	要は傾く。
4:15:42	とりあえず比嘉に傾くっていうふうに私、理解しております。
4:15:47	そういうふうな挙動が想定される中で、その13ページに戻ったときにですね、
4:15:55	何だろう、13ページの本コンクリートがこの貯留月側に傾きましたとなると鋼材って底盤コンクリートにし、ぶつかりませんか。
4:16:04	ていうのがちょっと私の疑問です。で、例えば15ページ見たときにですね何か変形前変形後って、一応丁寧な資料あるんですけど、私が言った今のような変形モードはここで限りなく多分、
4:16:16	これ単純に護岸んが何か、うん。
4:16:21	水平方向動いてるのかな、ちょっと状況がちょっとよくわかんないんですけど。
4:16:25	そういうふうなちょっと実際の挙動との関係がちょっと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:16:29	わかりませんでした。今、
4:16:31	これどこまで許可でやるかちゅうのはある、あるんですけど、
4:16:36	ちょっとなんか、うん。そこだけどう考えてるのかだっけ。
4:16:43	北海道電力の佐藤です。今後この取り付けている止水ゴムの変形量の調査の際にもですね、工認段階になると思いますけど護岸側の変位と、あとは貯留堰側の変位、
4:16:58	双方の変位を見ながらですね、止水ゴムの
4:17:02	健全性っていうのをお示しする。
4:17:04	予定でおりますので、その際に、今のコメントを踏まえてですね、底盤コンクリート、
4:17:10	ですかね、取り付け鋼材、
4:17:13	の影響についても説明させていただければと思います。
4:17:19	はい。記述藤原です。わかりました。多分何だろうこの取り付け口座いいかなと底盤コンクリート間なんか何らかの目地を挟み込んで、仮に傾いたとしても、
4:17:30	それが吸収できるような、多分そういった構造なのかなとは思いますが一応そういったのがちょっと今資料なかったんで、それじゃ今後またご検討ください。
4:17:39	はい。私は他にちょっといろいろあるけど今日時間がないんでまたいつか、別の日になります。私から以上です。他、
4:17:47	ございますか。
4:17:52	よろしいですかね。はい。
4:17:55	北海道電力の方から、今日のヒアリングに関して何か確認したいこととかございますか。
4:18:14	北海道電力の高橋です。特にございません。
4:18:18	はい。球場ですわかりました。じゃあ今日のヒアリングについては以上とします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。